

新潟市自治基本条例 関連条例・制度等

個別票 資料

## 主な情報公開請求の内容

■平成20年度 全1,206件中

請求内容	請求件数
下水道工事にかかる設計書、内訳書(下水道事務所ほか)	426件
土木・建築工事にかかる設計書、内訳書(土木事務所ほか)	405件
配水管布設工事にかかる設計書、内訳書(水道局)	69件
中高層建築物に係る計画建築物の届出書関係(建築行政課)	62件
飲食店、喫茶店、美容院の営業許可台帳(食品・環境衛生課)	32件
共同住宅の建築に係る建築計画届出書(建築行政課)	26件
建設リサイクル法による届出台帳(建築行政課)	11件

■平成21年度 全1,196件中

請求内容	請求件数
下水道工事にかかる設計書、内訳書(下水道事務所ほか)	488件
土木・建築工事にかかる設計書、内訳書(土木事務所ほか)	262件
配水管布設工事にかかる設計書、内訳書(水道局)	111件
中高層建築物に係る計画建築物の届出書関係(建築行政課)	45件
飲食店、喫茶店、美容院の営業許可台帳(食品・環境衛生課)	31件
共同住宅の建築に係る建築計画届出書(建築行政課)	19件
指定管理、業務委託等の業者選定に関する提案書(各所管課)	17件
ボーリング調査に関する柱状図等	10件
建設リサイクル法による届出台帳(建築行政課)	9件

■平成22年度 全619件中

請求内容	請求件数
下水道工事にかかる設計書、内訳書(下水道事務所ほか)	110件
配水管布設工事にかかる設計書、内訳書(水道局)	80件
土木工事にかかる設計書、内訳書(土木事務所ほか)	63件
飲食店、喫茶店、美容院の営業許可台帳(食品・環境衛生課)	44件
建築工事にかかる設計書、内訳書(公共建築第1課ほか)	35件
指定管理、業務委託等の業者選定に関する提案書(各所管課)	23件
ボーリング調査に関する柱状図等(各所管課)	15件
住居表示台帳	14件
屋外広告物許可申請関係(区建設課)	13件
緊急雇用創出にかかる委託事業における業者選定の指名基準など	8件
委員の日数、時間数を明らかにする資料(選管、人事委)	5件

## 新潟市附属機関等に関する指針

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この指針は、本市における附属機関及び懇話会等（以下「附属機関等」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この指針において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより本市が設置する機関をいう。

2 この指針において「懇話会等」とは、市民、関係行政機関、関係団体、学識経験者から意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、要綱等により本市が開催する会合（懇話会、懇談会、協議会等の名称の如何を問わない。）をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 本市職員のみで構成するもの
- (2) 関係行政機関、関係団体との連絡調整を主な目的とするもの
- (3) イベント等を実施するために組織するもの
- (4) 特定の事業等に係る事業者等の選考を主な目的とするもの
- (5) 本市職員の研修、研究等を主な目的とするもの
- (6) その他この指針の対象として適切でないもの

### 第2章 附属機関

#### (附属機関の新設)

第3条 附属機関は、法律により設置が義務付けられているものを除き、次のいずれにも該当する場合に限り設置するものとし、あらかじめ行政経営課と協議するものとする。

- (1) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査を行うもの
  - (2) 他の行政手段又は現に設置している附属機関では、その目的を達成することができないもの
- 2 附属機関の所掌事務が臨時的なものである場合は、当該附属機関の設置期間を設けるものとする。
- 3 各附属機関の所管課長は、その所管する附属機関を設置した場合は、行政経営課長に報告するものとする。

#### (附属機関の見直し)

第4条 現に設置している附属機関で、法律により設置が義務付けられているものを除き、次の各号のいずれかに該当する場合については、廃止又は他の附属機関との統合を検討

するものとする。

- (1) 既に設置目的を達成したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により、設置の必要性が低下してきたもの
- (3) 活動が著しく不活発なもの
- (4) 設置目的、委員構成等が他の附属機関と類似又は重複しているもの
- (5) その他行政の効率性の見地から見直しを行うことが望ましいもの

2 各附属機関の所管課長は、その所管する附属機関を廃止又は統合した場合は、行政経営課長に報告するものとする。

#### (委員の選任)

第5条 附属機関の委員は、当該附属機関の機能が十分に発揮されるよう、その設置目的をふまえて広く各界各層から選任することとし、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。ただし、法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）に定めがあるものについては、この限りでない。

- (1) 委員数は、20人以内とする。
- (2) 「新潟市附属機関等への女性委員の登用促進要綱」に基づき、女性委員の割合が40%以上となるよう努めるものとする。
- (3) 特定の年齢層に偏らないように選任する。
- (4) 本市職員及び本市議会議員は、選任しない。
- (5) 委員を再任する場合は、通算の在任期間が6年を超えないものとする。
- (6) 委員の併任は、3の附属機関等までとする。
- (7) 委員の一部は、公募により選任する。

2 次のいずれかに該当する者を附属機関の委員に選任する場合は、前項第4号から第6号までの規定を適用しないことができる。

- (1) 所掌事務に密接な関連を有する団体からの推薦により選任している者又はこれに準ずると認められる者
- (2) 専門知識、経歴等に照らし、他の者に替えがたいと認められる者

3 次の各号のいずれかに該当するものについては、第1項第7号の規定を適用しないことができる。

- (1) 行政処分、不服審査、職員処分等に関する事項について審議等を行うもの
- (2) 新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）第6条各号に定める非公開情報と認められる事項について審議等を行うもの
- (3) 所掌事務が高度に専門的であるため、全ての委員が高度な専門知識を有する必要があるもの
- (4) 市民からの意見聴取は別に実施するため、有識者会議として設置するもの

4 公募により選任する委員の定数を定めた場合において、選考の結果、定数に満たなかったときは、他の方法により委員を選任することができるものとする。

5 委員の選任を行うにあたっては、あらかじめ行政経営課長に第1項第6号の規定に関する確認を行うこととし、選任後は報告するものとする。

(委員の公募)

第6条 附属機関の委員を公募するにあたって、その応募資格のある者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。ただし、附属機関の所掌事務等に照らして、これにより難いときは、この限りでない。

- (1) 本市に在住する者で、20歳以上の者
- (2) 本市職員及び本市議会議員でない者
- (3) 本市の附属機関等の委員となっていない者

2 公募の周知は、委員の委嘱予定日の少なくとも1か月前までに、次の各号に掲げる事項を本庁舎掲示板及び適切な場所に掲示し、ホームページに掲載するとともに、市報にいがた又は区役所だよりに掲載することにより行うものとする。

- (1) 附属機関の名称
- (2) 所掌事務
- (3) 委員任期
- (4) 会議の開催予定回数及び時期
- (5) 募集人数及び委員総数
- (6) 応募資格及び基準日
- (7) 応募方法及び応募期間
- (8) 選考方法
- (9) 問い合わせ先
- (10) その他必要と思われる事項

3 公募委員の選考については、原則として選考委員会を設置して行うこととし、次の各号に掲げる方法の全部又は一部により行うものとし、選考結果は応募者全員に速やかに通知するものとする。

- (1) 作文
- (2) 面接
- (3) その他適当と認める方法

4 委員の公募に関する手続きについては、要領を策定し、規定するものとする。

(無作為抽出による委員の選任)

第6条の2 附属機関の委員の一部を住民基本台帳データから一定の条件のもと、無作為に抽出した市民で、そのうち委員の選任を承諾した者の中から選任することができるものとする。特に広く市民の参画が必要であると認められるもの又は公募委員の応募者が募集人数を下回ったことがあるものについては、無作為抽出による委員の選任を行うよう努めるものとする。

2 前項に規定する手続きにより委員を選任するにあたっては、あらかじめ第5条第1項第4号から第6号までの規定に関する確認を行うものとする。

3 第1項に規定する手続きにより選任した委員は公募委員とみなす。

### 第3章 懇話会等

#### (懇話会等の開催等)

第7条 懇話会等は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り新たに開催するものとし、あらかじめ行政経営課と協議するものとする。

- (1) 市民意見の反映や専門的な知識の導入等を行うため、市民、関係行政機関、関係団体、学識経験者からの意見を必要とするもの
  - (2) 他の行政手段又は既存の懇話会等では、その目的を達成できないもの
- 2 新たな懇話会等の開催にあたっては、第3条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 3 既存の懇話会等の見直しにあたっては、第4条の規定を準用する。

#### (懇話会等の運営等)

第8条 懇話会等の運営にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 組織としての意思を決定するための手続きは行わないこと。
  - (2) 懇話会等の名称については、「審議会」、「審査会」及び「調査会」を付した名称を用いないこと。
  - (3) 懇話会等の所掌事務については、「審議する」、「審査する」、「諮問する」、「答申する」及び「建議する」の表現を用いないこと。
  - (4) 懇話会等の検討結果については、「答申」及び「建議」の表現を用いず、「報告」、「提言」又は「意見」の表現を用いること。
  - (5) 懇話会等の委員が会議に出席したことに対し、対価を支払う場合の歳出科目は、報償費であること。
- 2 懇話会等の委員の決定及び公募にあたっては、第5条、第6条及び第6条の2の規定を準用することとし、その決定については一般の文書により依頼するものとする。

### 第4章 会議開催及び情報公開

#### (会議の公開)

第9条 附属機関等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令等により会議が非公開とされている場合
  - (2) 新潟市情報公開条例第6条各号に定める非公開情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
  - (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 附属機関等は、前項の規定に基づき会議の公開又は非公開を決定し、会議の全部又は一部を公開しないことを決定した場合には、その理由を明らかにするものとする。
- 3 公開する会議の傍聴方法については、次の各号に定めるところによる。
- (1) あらかじめ十分な傍聴定員を定めるよう努め、当該会議の会場に傍聴席を設置するものとする。

- (2) 当日傍聴を希望する者のうちから先着順に傍聴を認めるものとし、傍聴の受付開始時間において既に傍聴定員を上回る傍聴希望者がいた場合は、抽選等により決定するものとする。
- (3) 特別な事情がある場合は、前号の規定にかかわらず、あらかじめ抽選等により傍聴者を決定することができるものとする。
- (4) 傍聴者には会議次第を配付するとともに、配布資料の作成に多額の費用を要するなど特別の事情ある場合を除き、会議資料を配布するものとする。
- (5) 傍聴に関する遵守事項等を定めた要領を策定し、会場の秩序維持に努めるものとする。

4 公開する会議の周知は、会議開催日の少なくとも2週間前までに、次の各号に掲げる事項を本庁舎掲示板及び適切な場所に掲示し、ホームページに掲載するとともに、市報にいがた又は区役所だよりに掲載することにより行うものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- (1) 附属機関等の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 会議内容
- (5) 一部非公開の理由
- (6) 傍聴定員
- (7) 傍聴申込方法
- (8) 問い合わせ先
- (9) その他必要と思われる事項

#### (会議の開催等)

第10条 附属機関等の会議を開催するにあたっては、当該附属機関等の設置又は開催目的、所掌事務及び委員構成をふまえ、特に広く市民の参画が必要であると認められるものは、できるだけ休日又は夜間の開催も行うよう努めるものとする。ただし、委員の公募を行わない非公開会議の附属機関等については、この限りではない。

2 会議資料は、会議当日に十分な審議ができるよう、事前に各委員に配布するよう努めるものとする。

#### (情報公開)

第11条 附属機関の新設又は新たな懇話会等を開催したときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を市政情報室に設置し、閲覧に供するとともに、ホームページに掲載するものとする。

- (1) 附属機関等の名称
- (2) 設置又は開催の根拠
- (3) 所掌事務
- (4) 公開又は非公開の別（全部又は一部非公開の場合はその理由）
- (5) 所管する課等の名称

(6) その他必要と思われる事項

- 2 附属機関等の会議を開催したときは、会議の公開、非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議速報をホームページに掲載するものとする。
- 3 附属機関等の会議を公開して開催したときは、会議終了後次に掲げる事項を市政情報室に設置し、閲覧に供するとともに、ホームページに掲載するものとする。
  - (1) 会議録又は会議概要
  - (2) 会議資料

## 第5章 補則

(その他)

第12条 この指針の運用にあたって必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、平成23年2月1日から施行する。

(旧指針の廃止)

- 2 附属機関等の設置及び運営に関する指針(平成16年4月1日施行)、附属機関等の会議の公開に関する指針(平成15年5月20日施行)及び附属機関等の委員の公募に関する指針(平成16年4月1日施行)は廃止する。

(経過措置)

- 3 この指針の施行の日における既存の懇話会等については、この指針の施行の日から平成24年4月1日までの間は、第8条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例により懇話会等を運営することができる。

附 則

この指針は、平成24年4月1日から施行する。



平成23年度実施案件一覧		提出者総数	提出意見総数	案の修正箇所	募集期間	募集日数
1	新潟市西区役所庁舎整備事業基本計画(案)	3	26	1	平成23年3月28日～4月26日	30
2	平成22年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価(案)並びに平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の決定について	0	0	0	平成23年5月16日～6月14日	30
3	第9次新潟市交通安全計画(案)	2	9	1	平成23年7月1日～7月31日	31
4	新潟市立小・中学校適正配置基本方針(案)	23	45	4	平成23年8月1日～8月31日	31
5	(仮称)新潟市アイスアリーナ基本計画(案)	8	13	0	平成23年9月27日～10月26日	30
6	農用地区域内での開発行為について (戸頭浄水場天日乾燥床施設整備事業)	1	1	0	平成23年10月11日～11月9日	30
7	生活衛生関係営業に関する条例及び規則の制定・改正について	0	0	0	平成23年11月1日～11月30日	30
8	平成24年度当初予算要求状況等に対する意見募集	3	5	0	平成23年11月24日～12月16日	23
9	市営住宅の条例及び施行規則の改正について	1	1	0	平成23年11月28日～12月27日	30
10	新潟市水道法施行条例(素案)	0	0	0	平成23年11月28日～12月27日	30
11	新潟駅周辺整備関連道路の事業計画見直し	1	4	0	平成23年12月15日～平成24年1月13日	30
12	新潟市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(素案)	4	14	9	平成23年12月16日～平成24年1月16日	32
13	新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)	8	16	4	平成23年12月19日～平成24年1月18日	31
14	新潟市図書館条例の一部改正	1	3	0	平成23年12月22日～平成24年1月20日	30
15	新潟市北区郷土博物館条例の一部改正	0	0	0	平成23年12月22日～平成24年1月20日	30
16	社会教育法の改正に伴う新潟市公民館条例の一部改正(案)に関する意見募集について	0	0	0	平成23年12月22日～平成24年1月20日	30
17	新潟市地域防災計画の見直し(案)について	10	22	1	平成23年12月22日～平成24年1月23日	33
18	第2次新潟市障がい者計画・第3期障がい福祉計画	2	5	0	平成23年12月27日～平成24年1月26日	31
19	(仮称)新潟市文化創造都市ビジョン	2	4	1	平成23年12月26日～平成24年1月31日	37
20	マンガ・アニメを活用したまちづくり構想(案)	2	7	1	平成23年12月26日～平成24年1月31日	37
21	第2次新潟市食育推進計画(案)	2	2	0	平成24年1月9日～平成24年2月7日	30
22	江南区武道場・屋内多目的運動場基本構想(案)	2	6	2	平成24年1月10日～平成24年2月9日	31
23	新潟市自殺総合対策行動計画(案)について	2	4	1	平成24年1月13日～平成24年2月13日	32
24	新・新潟市農村環境計画(素案)	1	1	0	平成24年1月23日～平成24年2月21日	30
25	平成24年度新潟市食品衛生監視指導計画(素案)	3	4	1	平成24年1月30日～平成24年2月29日	31
26	(仮称)新潟スマートエネルギー推進計画	5	13	7	平成24年2月13日～平成24年3月13日	30
27	(仮称)新潟市生物多様性地域計画(案)	14	97	30	平成24年2月13日～平成24年3月13日	30
		100 (合計)	302 (合計)	63 (合計)		30.7 (平均)

平成22年度実施案件一覧		提出者総数	提出意見総数	案の修正箇所
1	新潟市浄化槽事業条例(素案)	1	4	1
2	平成21年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに平成22年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)	1	22	0
3	都道府県構想(汚水処理施設整備計画)の見直し	1	1	0
4	新たに都市計画区域に編入する区域の建築形態制限の指定及び西蒲区間瀬地区における接道義務の特例許可基準(追加)について	0	0	0
5	新潟市開発審査会付議基準の一部改正(素案)	1	1	2
6	指定既存集落(大規模集落)の指定(素案)	1	2	2
7	農用地区域内での開発行為について(巻学校給食センター建設事業)	2	4	0
8	(仮称)新潟市子ども創造センター基本計画(案)	1	1	0
9	平成23年度当初予算(一般会計)編成に向けた各部・各区の予算要求状況等について	2	3	0
10	新潟市入学準備金貸付制度(素案)	1	3	0
11	第2次新潟市男女共同参画行動計画(案)	61	727	20
12	巻地区農村振興基本計画(案)	0	0	0
13	平成23年度新潟市食品衛生監視指導計画(素案)	1	2	0
14	新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正(案)	3	8	0
		76	778	25

平成21年度実施案件一覧		提出者総数	提出意見総数	案の修正箇所
1	新潟市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)	1	4	※
2	平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)	0	0	※
3	屋外広告物禁止地域の指定について(案)	0	0	※
4	新潟市屋外広告物条例施行規則に定める「市街化調整区域等」から除く地域の指定について(案)	0	0	※
5	(仮称)動物ふれあいファーム基本計画(案)	3	6	※
6	農用地区域内での開発行為について(巻浄水場天日乾燥床施設整備事業)	1	1	※
7	新潟市建築物の環境配慮に関する指導要綱(案)	1	2	※
8	農用地区域内での開発行為について「(仮称)西川総合体育館整備事業」	0	0	※
9	新潟市環境影響評価条例施行規則(素案)、新潟市環境影響評価環境配慮指針(素案)及び新潟市環境影響評価技術指針(素案)	1	5	※
10	次期行政改革プラン基本方針(案)	1	24	※
11	新潟市墓地、埋葬等に関する条例施行規則の一部改正(素案)及び(仮称)新潟市墓地等指導要綱	0	0	※
12	区庁舎、文化・集会施設等に係る基本構想(案)	32	81	※
13	新潟市生涯学習推進基本計画(素案)	1	3	※
14	地域防災計画修正案	1	1	※
15	新潟市自転車利用環境計画(案)	216	343	※
16	第2次新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進計画(案)	1	1	※
17	(仮称)新潟市こども読書活動推進計画(案)	12	18	※
18	(仮称)新潟市立図書館ビジョン(案)	8	13	※
19	新潟市食の安全基本方針(改定)	2	8	※
20	新潟市農業構想修正案	1	3	※
21	新潟市水族館リニューアル基本計画(案)	2	9	※
22	都市計画道路の見直し方針案	3	8	※
23	平成22年度新潟市食品衛生監視指導計画	9	17	※
24	企業立地基本計画変更案	1	2	※
25	新潟市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正(案)	2	3	※
26	新潟市次世代育成支援対策行動計画後期計画(案)	1	1	※
		300	553	19

平成20年度実施案件一覧	提出者総数	提出意見総数	案の修正箇所	
1	新潟市大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例	1	1	※
2	新潟駅南口空港バス新設によるサービス提供の方針(案)	22	57	※
3	新潟市都市計画法施行細則の改正(案)	2	2	※
4	新潟市における環境影響評価制度のあり方について(素案)	2	5	※
5	新潟市幹線道路整備プログラム策定方針(案)	92	97	※
6	新潟市立図書館条例施行規則の改正(素案)	9	10	※
7	農用地区域内での開発行為について(城山運動公園駐車場整備事業)	0	0	※
8	(仮称)新潟市花育推進計画(素案)	0	0	※
9	新潟市企業立地促進法基本計画(案)について	0	0	※
10	屋外広告物禁止地域の一部解除について(案)	2	2	※
11	新潟市立明生園条例の一部改正(素案)について	0	0	※
12	新潟市開発審査会付議基準の一部改正(案)	1	2	※
13	(仮称)天然記念物鳥屋野逆ダケの藪管理条例(素案)	1	7	※
14	旧新潟税関庁舎等保存管理・活用計画(素案)	4	4	※
15	(仮称)天然記念物鳥屋野逆ダケの藪管理条例施行規則(素案)	0	0	※
16	北区地域福祉計画(案)(北区地域福祉活動計画を含む)	1	10	※
17	東区地域福祉計画(案)(東区地域福祉活動計画を含む)	0	0	※
18	中央区地域健康福祉計画(案)	0	0	※
19	江南区地域福祉計画(案)(江南区地域福祉活動計画を含む)	0	0	※
20	秋葉区地域福祉計画(案)(秋葉区地域福祉活動計画を含む)	1	1	※
21	南区地域福祉計画(案)(南区地域福祉活動計画を含む)	0	0	※
22	西区地域福祉計画(案)(西区地域福祉活動計画を含む)	1	5	※
23	西蒲区地域福祉計画(案)(西蒲区地域福祉活動計画を含む)	1	1	※
24	新潟市地域防災計画	0	0	※
25	新潟市高齢者保健福祉計画(素案)新潟市介護保険事業計画(素案)	5	15	※
26	新潟市地球温暖化対策実行計画(地域推進版)(素案)	6	28	※
27	農用地区域内での開発行為について(大江山公園管理用地整備事業)	0	0	※
28	市営住宅における期限付き入居制度の拡充について	0	0	※
29	屋外広告物条例及び施行規則の改正(案)について	0	0	※
30	第2期新潟市障がい福祉計画(素案)	0	0	※
31	新潟市下水道中期ビジョン(素案)について	2	3	※
32	平成21年度食品衛生監視指導計画(素案)	2	5	※
33	角田山・多宝山保全活用基本計画(案)	9	86	※
34	新潟市みどりの基本計画(素案)	7	57	※
35	新潟市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱	0	0	※
36	農用地区域内での開発行為について(仮称)アグリパーク・国際農業研究センター整備事業	2	2	※

173

400

38

平成19年度案件	担当課	提出者総数	提出意見総数	案の修正箇所
教職員評価検討委員会報告(案)19-(24)	教職員課	2	2	※
(仮称)新潟市国際化推進大綱(案)19-(23)	国際課	0	0	※
新潟市都市計画マスタープラン(原案)19-(22)	都市計画課	7	27	※
(仮称)新潟市資源循環センター基本計画(案)19-(21)	南区産業振興課	0	0	※
にいがた住まいの基本計画 別冊(案)19-(20)	住環境政策課	0	0	※
新潟市ばい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例(素案)19-(19)	廃棄物対策課	34	62	※
平成20年度新潟市食品衛生監視指導計画(素案)19-(18)	食品・環境衛生課	1	3	※
新潟市人権教育・啓発推進計画(案)19-(17)	市民総務課	10	13	※
にいがた交通戦略プラン(素案)19-(16)	都市交通政策課	19	88	※
(仮称)亀田文化会館基本構想(案)19-(15)	江南区政策企画課	22	48	※
新潟市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(案)19-(14)	総務部総務課	0	0	※
都市交通の将来構想と都心部(古町地区)の交通計画および交通規制見直しに関する基本方針(案)19-(13)	都市交通政策課	23	51	※
新潟市バイオマスタウン構想(案)(19-12)	農業政策課	0	0	※
区ビジョンまちづくり計画(19-4)	北区	5	22	※
区ビジョンまちづくり計画(19-5)	東区	13	35	※
区ビジョンまちづくり計画(19-6)	中央区	2	53	※
区ビジョンまちづくり計画(19-7)	江南区	0	0	※
区ビジョンまちづくり計画(19-8)	秋葉区	5	25	※
区ビジョンまちづくり計画(19-9)	南区	2	12	※
区ビジョンまちづくり計画(19-10)	西区	3	17	※
区ビジョンまちづくり計画(19-11)	西蒲区	3	12	※
新潟市後期高齢者医療に関する条例(案)(19-3)	保険年金課	0	0	※
新潟市消費生活推進計画(19-2)	消費生活センター	4	25	※
新潟市社会人奨学金制度(素案)(19-1)	学務課	0	0	※
市営住宅の継承条件について	住環境政策課	1	1	※
新潟市バス停環境整備計画(案)	都市交通政策課	4	6	※
にいがた交通戦略プラン「基本方針」「基本計画」(素案)	都市交通政策課	12	35	※
新潟市市民意見提出手続条例施行規則(案)	広報広聴課	0	0	※
新・中心市街地活性化基本計画(素案)	まちづくり推進課	6	24	※
新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進計画(案)	市民総務課	5	11	※
新潟市電子収納システム基本計画書(案)	IT推進課	1	2	※
(仮称)新潟市市民意見提出手続条例(案)	広報広聴課	1	3	※
新潟市都市計画基本方針【全体構想】素案	都市計画課	29	62	※
(仮称)新潟市自治基本条例案	市政創造推進担当	5	40	※
(仮称)新潟市食育推進計画(素案)	食育・健康づくり推進課	36	45	※
新・新潟市一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画(素案)	廃棄物政策課	3	25	※
		258	749	79

平成18年度案件	担当課	提出者総数	提出意見総数	案の修正箇所
新・新潟市総合計画(素案)	計画調整課	13	144	※
(仮称)新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例(案)	自治振興課	14	38	※
新潟市消費者保護条例(改正案)	自治振興課	5	17	※
新・総合計画(素案)区ビジョン・重点プラン	計画調整課	21	113	※
「政令市移行後のごみ減量施策のあり方」について	廃棄物政策課	85	308	※
新潟市景観計画の策定及び新潟市都市景観条例の改正	街づくり推進課	8	10	※
第8次交通安全計画	自治振興課	1	3	※
(仮称)新潟市自転車等駐車場の附置等に関する条例	土木企画課	1	1	※
情報公開条例及び個人情報保護条例の一部改正(案)	総務課	2	5	※
(仮称)新潟市プール条例制定の基本的な考え方	環境衛生課	1	1	※
新潟市国民保護計画素案	危機管理・防災課	2	17	※
(仮称)アグリパーク・国際農業研究センター基本計画(素案)	食と花の推進課	1	2	※
屋外広告物の設置許可基準改正(案)	街づくり推進課	2	2	※
(仮称)新潟市食育推進条例(案)	食育・健康づくり推進室	5	11	※
新潟市障がい者計画(素案)	障害福祉課	14	70	※
新・新潟市生涯歯科保健計画	保健予防課	22	51	※
新・新潟市環境基本計画(素案)	環境対策課	9	55	※
「新潟市健康づくり推進基本計画(仮称)」(素案)	食育・健康づくり推進室	2	15	※
「新潟市保育園再編基本計画」(素案)	こども課	39	97	※
一貫教育・一貫校検討委員会報告(案)	教育委員会	6	34	※
平成19年度新潟市食品衛生監視指導計画(素案)	食品衛生課	1	3	※
「地域・在宅介護の在り方」について	介護保険課	2	2	※
新潟市水道事業中長期経営計画～マスタープラン～(案)	水道局業務部	1	2	※
新潟市オムニバスタウン計画(素案)	都市交通政策課	20	66	※
		277	1067	183

●協働推進のための意識啓発の取組み状況

年度	取組み状況
18	○ 地域コミュニティ推進研修会開催（5区，6区，7区，8区の計4回開催）
19	○ 地域コミュニティ支援職員研修会（5回開催） ○ 地域コミュニティ職員講演会（7/27）開催 ○ 江南区地域コミュニティ市民講演会（7/28，江南区との共催） ○ 講演会「NPOとの協働を進めるために」（2/6）開催
20	○ コミュニティ政策学会第7回新潟大会開催（7/5～6） ○ NPOと行政の協働推進フォーラム開催（2/10，新潟NPO協会，県，市の共催） ○ 地域コミュニティ推進フォーラム（3/29）開催
21	○ 地域コミュニティ推進フォーラム（11/28）開催 ○ NPOと行政の協働推進フォーラム開催（2/9，新潟NPO協会，県，市の共催）
22	○ 協働意識調査（9/21～11/1，行政職員対象に実施） ○ 協働意識調査（9/29～10/20，NPOを対象にセンター運営協議会が実施） ○ NPOと行政の協働推進フォーラム開催（2/9，新潟NPO協会，県，市の共催） ○ 行政協働セミナー（2/15，幹部職員を対象に開催） ○ NPO・行政合同セミナー（2/16，市，センター運営協議会の共催）
23	○ 職員階層別研修（5階層：新任課長，新任係長，採用9・10年目，採用3～5年目，新任職員）にて，協働の研修を実施 ○ 地域コミュニティ推進フォーラム（10/22）開催 ○ NPOと行政職員のための協働アクションセミナー（3/26，新しい公共にいがた会議，県，市の共催）

※ 網掛けは，市民・職員，どちらも対象としたもの。

協働の事例(多様な主体との協働に関する調査(H22実施事業等)より)

1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

協働形態	名称	協働の相手方		概要	役割分担		主体	費用負担	行政の費用負担額(円)	新規・継続	経緯	所管所属	
		団体名	種別		相手方	行政						部・区等	課等
意見交換・情報交換	にいがた安心ささえ愛活動支援事業	任意団体	複数種別	○区地域福祉計画実践活動への支援のための助成 ○区地域福祉計画進行管理委員会の設置、支援事業研修会開催	事業実施 区地域福祉計画の進行管理	事業費への補助金交付による支援、区社協との共同事務局の設置や地域でのニーズ調査	双方	行政	7,906,053	継続	行政では取り組むことが難しいサービスの提供	福祉部	福祉総務課
事業協力	地域コミュニティ子育てサロン事業	特定非営利活動法人 ヒューマンエイド22	NPO法人	地域の子育てサロンとして、子育て支援センターが各地域の子育てサポートと協働し、公民館・コミュニティセンター等を利用して子育てサロンを展開する。 (秋葉区の中学校区毎に子育てサロンを展開)	子育てサロン事業全般	NPO法人へ事業費の支出、各サロン実施施設使用許可申請	多様な主体	行政	3,182,900	継続	日頃からのつながり	秋葉区	健康福祉課
事業協力	地域と大学連携プロジェクトin西区 ・てくてくウォーキングマップ普及事業	新潟大学	大学等	生活習慣病予防、健康づくりのための健康教室等 ・健康フォーラム ・ウォーキング教室 ・ウォーキング自主グループの育成 ・教室の他には、ウォーキングマップ案内看板も設置。	企画への助言、フォーラム及び教室の当日の講師	企画立案、当日の運営、	行政	行政	1,700,000	新規	市民のニーズを反映させることができる	西区	健康福祉課
共催	地域と大学連携プロジェクトin西区 ・ニコニコヘルスアップ事業	西区コミュニティ協議会	地域自治組織	地域団体が設定した各会場で実施する健康教室 ・体組成測定 ・食生活バランスの話 ・生活の中の運動について話と実技	参加者募集、会場設営、当日の進行	講師派遣、保険加入、資料作成、募集チラシ作成	双方	行政		新規	市民のニーズを反映させることができる	西区	健康福祉課

2 社会教育の推進を図る活動

実行委員会	「成人の日」のつどい	「成人の日」のつどい実行委員会	NPO	新成人の新しい門出を祝福し、社会人としての自覚と誇りを持つ機会としてつどいを開催する。	事業の企画・運営	事業の企画・運営・管理・費用負担	行政	行政	7,900,996	継続	行政では取り組むことが難しいサービスの提供	教育委員会	生涯学習課
共催	平成22年度秋葉区産学官連携地域交流講座	新潟薬科大学	大学等	大学と行政が連携し、学びの場を提供するとともに、大学との交流を促進し、地域の活性化を図ることを目的とし、「感染症の予防から最新の食品加工技術まで幅広く学ぶ」をテーマとして全4回開催。	テーマや講義内容の立案、当日の会場及び講師の提供。	参加者募集PR及び申し込み受付、当日の会場準備及び司会進行。	行政	双方	398,250	継続	日頃からのつながり	秋葉区	地域課

3 まちづくりの推進を図る活動

意見交換・情報交換	新潟市設備工事技術研究会	豊栄管工事業協同組合 新潟市管工事業協同組合 新津管工事業協同組合 西川管工事業協同組合 西蒲管工事業協同組合	生協、商工団体等	公共建築の機械設備工事における設計及び施工に関する課題を解決し、良質な公共建築とするため研究の場を設け意見交換を行っている。	情報交換	情報交換	双方	なし	0	継続	日頃からのつながり	建築部	公共建築第1課 公共建築第2課
-----------	--------------	---------------------------------------------------------------------	----------	----------------------------------------------------------------	------	------	----	----	---	----	-----------	-----	--------------------



協働形態	名称	協働の相手方		概要	役割分担		主体	費用負担	行政の費用負担額(円)	新規・継続	経緯	所管所属	
		団体名	種別		相手方	行政						部・区等	課等
事業協力	景観形成推進組織の活動支援	ウェルカム下町推進委員会、小須戸本町通り街並みを考える会、本町再生プロジェクト	NPO	地域の良好な景観形成に向けた市民の主体的な取り組みを推進するため、それに取り組む組織を支援する。人的・技術的支援のほか、活動初期には要綱により助成金を交付することができる。具体的には地域の勉強会、講師を招いた研究会、地域でのイベント開催などの活動を支援する。	勉強会・研究会・イベントの開催など活動全般	研究会等への出席、資料提供、助成金交付などの支援	多様な主体	多様な主体	0	継続	その他(地域の良好な景観形成には市民の主体的な取り組みが重要であるから)	建築部	住環境政策課

4 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

事業協力	子ども大風合戦大会	白根風合戦協会	NPO	子どもたちに、凧作りを通して凧の原理と凧上げの方法を教え、合戦の楽しさやルールを通して協力することのすばらしさを体験させ、伝統行事の継承と若者の育成を図る。 ・子ども大風合戦大会 ・凧づくり指導	企画・当日の実施運営など	企画、資料作成、準備、当日の運営などの事業全般の補助	双方	双方	347,592	継続	行政では取り組むことが難しいサービスの提供	教育委員会	白根地区公民館
実行委員会	地域と大学連携プロジェクト in 西区 音楽の絆Lien 2010	新潟大学教育学部環境芸術講座 財団法人新潟県文化振興財団	複数種別	芸術の新たな可能性の模索と地域の活性化、広く芸術文化を発信することを目的として、寺尾中央公園を会場に動物をテーマとした造形ワークショップや作品の展示といった造形イベントを開催した。	各種コンサート・ワークショップの企画、運営	広報協力、小学校へ協力依頼	双方	双方	1,800,000	継続	行政では取り組むことが難しいサービスの提供	西区	地域課

5 環境の保全を図る活動

事業協力	ごみ減量化・資源化協力店会議	・民間企業28社 ・新潟市消費者協会 ・新潟市連合婦人会	複数種別	・簡易包装や資源物の店頭回収等に努めている小売店及び商店街を「ごみ減量化・資源化協力店」と認定し、市民へPRすることで消費段階でのごみ減量に向けた取組を促進する。 ○年1回意見交換会実施 ○情報誌の発行	・簡易包装や資源物の店頭回収実施 ・広報誌の配布	・広報誌の発行 ・一部店頭での回収実施	双方	双方	4,338,750	継続	行政では取り組むことが難しいサービスの提供	環境部	廃棄物対策課
事業協力	うるおいのある美しいみちづくり	自治会やボランティア団体など	複数種別	市が管理する道路の歩道や植樹帯を、市民と市が協働で清掃等の美化活動を行うもの	・歩道の清掃 ・植樹帯の除草 ・花の苗植	・ボランティア保険への加入 ・団体名入りの看板設置 ・用具の貸与 ・ゴミの回収 ・種や苗の支給	双方	行政	572,124	継続	行政では取り組むことが難しいサービスの提供	土木部	土木総務課
事業委託	里山文化啓発事業	NPOにいがた森林(もり)の仲間(とも)の会	NPO 法人	都市近郊に広がる貴重な自然である里山に関する必要な情報を市民に提供し、また里山を啓発するための体験型イベントを実施する。1. 里山文化啓発情報発信 (1)「花林館(かりんかん)における里山案内人の常駐(2)「花林館」内のインフォメーションコーナーの企画・整備 2. 里山啓発イベントの実施 (1)里山体験教室(親林[しんりん]プログラム)の実施[4・8・9・11月に実施] (2)里山啓発教室の実施[総合学習における子どもたちへの啓発授業の実施]	1. 里山文化啓発情報の発信 2. 里山啓発イベント・里山啓発教室の実施	1. 事業委託料の支出 2. 事業に関する広報	双方	行政	755,000	継続	行政では取り組むことが難しいサービスの提供	教育委員会	新津地区公民館

協働形態	名称	協働の相手方		概要	役割分担		主体	費用負担	行政の費用負担額(円)	新規・継続	経緯	所管所属	
		団体名	種別		相手方	行政						部・区等	課等

7 地域安全活動

共催	財団法人新潟県危険物安全協会新潟地区支会	財団法人新潟県危険物安全協会新潟地区支会	公益法人	新潟県危険物安全協会の目的及び事業の遂行を推進し、会の円滑な運営と会員相互の親睦発展を図るとともに危険物災害を未然に防止し、以って公共の安全に寄与する。	事業運営の全般	危険物法令及び事故防止に関する研修等。	多様な主体	多様な主体	0	継続	日頃からのつながり	消防局	設備保安課
----	----------------------	----------------------	------	------------------------------------------------------------------------------	---------	---------------------	-------	-------	---	----	-----------	-----	-------

8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

事業協力	人権啓発活動	新津人権擁護委員協議会白根部会	NPO	市民から人権意識を深めってもらうため、以下の事業を行っている。 ○ 中学生を一日人権擁護委員に任命し、南区のイベント大風合戦お祭り広場で、啓発活動を実施 ○ 人権週間にあわせ、市街地で啓発活動を実施、人権関係パネル展示	事業の計画、運営	会場等の使用許可、活動への参加	多様な主体	双方	18,200	継続	日頃からのつながり	南区	区民生活課
共催	「平和」と声に出して集まりましょう	灯の会 新潟県原爆被害者の会	NPO	平和の尊さについて考えてもらうため毎年開催している。 ・原爆被害者のお話 ・コカリナ演奏 ・詩の朗読 ・中学生・高校生の発言	当日内容の企画 出演者手配 当日進行	出演者手配 広報 会場設営	双方	なし		継続	日頃からのつながり	総務部	総務課

9 国際協力の活動

共催	たいけん日本語教室	国際交流を進める市民の会	NPO	市内に在住する外国人の日常生活の自立のための日本語の能力の向上を図り、地域行事や日本文化への理解を進める。	事業の運営・指導	施設の提供、経費負担	双方	双方	16,959	継続	行政では取り組むことが難しいサービスの提供	教育委員会	西地区公民館
----	-----------	--------------	-----	-------------------------------------------------------	----------	------------	----	----	--------	----	-----------------------	-------	--------

10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

補助	女性緊急一時保護等事業	NPO法人女のスペース・にいがた NPO法人ウィメンズサポートセンターにいがた	NPO法人	配偶者等の暴力から逃れるための、緊急一時保護事業や自立支援事業を行う民間団体の保護施設運営費に対して補助を行う。	緊急一時保護施設の管理・運営	施設運営費の補助	多様な主体	双方	800,000	継続	行政では取り組むことが難しいサービスの提供	市民生活部	男女共同参画課
実行委員会	アルザフォーラムの開催	アルザフォーラム実行委員会	NPO	市と市民による実行委員会の主催により、男女共同参画について広く啓発を行うとともに、問題解決に取り組む多くの市民の活動を紹介する。 ○基調イベント ○分科会 ○ワークショップ など	フォーラムの企画・実施	フォーラムの企画・実施、経費の一部負担	双方	双方	1,250,000	継続	市民のニーズを反映させることができる	市民生活部	男女共同参画課

11 子どもの健全育成を図る活動

意見交換・情報交換	子育て助け合い団体情報交換・研究会	・市社会福祉協議会 ・南区社会福祉協議会 ・財団法人21世紀職業財団 ・ワーキングウーマンサポートセンター ・総合生協コスモスの会 ・シルバー人材センター ・コープにいがたたんぼの会  (子育て助け愛ねっと)	複数種別	市内の子育て助け合い団体が情報を共有し、新潟市に住まう方が安心して出産、子育てできる地域を作ることとする。	意見交換の実施	アドバイザーとして参加	多様な主体	多様な主体	0	継続	日頃からのつながり	福祉部	こども未来課
-----------	-------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------	-------------------------------------------------------	---------	-------------	-------	-------	---	----	-----------	-----	--------

協働形態	名称	協働の相手方		概要	役割分担		主体	費用負担	行政の費用負担額(円)	新規・継続	経緯	所管所属	
		団体名	種別		相手方	行政						部・区等	課等
事業協力	子育て支援サイト「にいがたっ子ひろば」(HP, 携帯サイト), 情報誌発行	にいがたっ子ひろば運営協議会	NPO	行政情報に限らず, 子育て中の方が求めている様々な情報を収集し, イベント情報, くちコミ情報, メールマガジンとして発信している子育て情報交流サイト「にいがたっ子ひろば」の改修を行い, 以前よりも情報の得やすい, 見やすいサイトとなった。同時に, 情報誌の発行も通じて子育てのネットワークづくりにつなげた。	情報収集・発信, 情報誌の作成・取材全般	事業実施に係る費用の支出, 行政情報の提供, 情報誌・サイトリニューアル等の公共施設への設置依頼等。	多様な主体	行政	2,474,367	継続	行政では取り組むことが難しいサービスの提供	福祉部	こども未来課
事業委託	新潟市東区学習習慣支援プログラム	新潟県立大学	大学等	新潟市東区内の生活保護世帯を含めた低所得者世帯の中学生に対し, 「中学生勉強会」を提供し, 学習習慣を身につけさせると共に高校進学に対する動機づけを行い, 将来の選択肢を広げる。	「中学生勉強会」の実施運営及び改善点や事業評価に関する研究	勉強会参加者の募集及び決定, 会場の手配, 補助金等の支払	行政	行政	1,351,172	新規	行政では取り組むことが難しいサービスの提供	東区	保護課

### 12 情報化社会の発展を図る活動

事業協力	パソコン講座	NPO法人新潟西地区高齢者パソコン友の会	NPO法人	PC普及の中で, 情報弱者になりやすい比較的高齢な市民が, 「年賀状づくり」を通じてワードアートの使い方, 写真の取り込み方を実習する。また, 学校を会場とすることにより学校を知る機会とする。	事業の実施	企画立案実施	行政	行政	12,400	継続	日頃からのつながり	教育委員会	坂井輪地区公民館
共催	情報セキュリティセミナー	新潟情報通信研究所	NPO法人	日ごろ個人情報を取り扱う機会の多い区役所職員に対し, 個人情報の定義, 情報漏えいの影響, その防止方法についての知識等を習得してもらうための講習会を行う。	研修講師	研修講師, セミナー事務局	双方	多様な主体	0	継続	日頃からのつながり	総務部	IT推進課

### 13 科学技術の振興を図る活動

事業協力	きらきらチャレンジ	新潟大学機械システム工学科	大学等	小学生を対象に工作教室を開催。指導を大学の教授及び教職員, 学生が行う。	工作指導	運営・広報	行政	双方	85,670	継続	日頃からのつながり	教育委員会	中地区公民館
事業委託	バイオマス活用課題研究委託	新潟大学	大学等	バイオマスの利活用に必要なとなる可能性のある基礎研究を研究機関に委託する。	研究の実施と報告	研究題目の指定, 委託料の支払	多様な主体	行政	575,000	継続	行政では取り組むことが難しいサービスの提供	農林水産部	農業政策課

### 14 経済活動の活性化を図る活動

事業協力	起業・経営相談会	社団法人中小企業診断協会新潟県支部	公益法人	起業や経営, ビジネスプランの作成について, 中小企業診断士がアドバイスし, 図書館司書が相談内容に応じた資料の紹介や調査のお手伝いをする。	相談業務全般	会場の提供, 広報, 運営全般, 資料の紹介や調査, 相談業務	行政	行政	360,000	継続	行政では取り組むことが難しいサービスの提供	中央図書館	サービス課
事業協力	第4回ほんぼーとビジネス支援セミナー・創業準備編・事業成長編	社団法人中小企業診断協会新潟県支部 財団法人新潟産業インダストリアルプロモーションセンタービジネス支援センター	公益法人	創業準備編は起業・創業を希望する方を対象。事業成長編は経営者を対象。ビジネスに役立つセミナーの開催。	企画の支援講師	事業の実施	行政	行政	34,600	継続	行政では取り組むことが難しいサービスの提供	中央図書館	サービス課

協働形態	名称	協働の相手方		概要	役割分担		主体	費用負担	行政の費用負担額(円)	新規・継続	経緯	所管所属	
		団体名	種別		相手方	行政						部・区等	課等
実行委員会	新潟国際ビジネスメッセ2010	新潟国際ビジネスメッセ2010実行委員会	NPO	新潟地域の産業の振興と発展を図ることを目的として、国内外から新技術や新製品、新サービスなどさまざまな分野で優れたビジネス提案を行う企業を募集し、販路拡大や異業種交流に向けたビジネスチャンスを提供する産業見本市を開催する。	ビジネスメッセへの企画・運営全般	広報周知活動、負担金等の支出等	多様な主体	行政	6,388,533	継続	行政では取り組むことが難しいサービスの提供	経済・国際部	産業政策課

15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

事業協力	公園施設等清掃業務委託	新潟NPO法人越冬友の会	NPO法人	中央区内の公園の美観の保持を目的とし、落ち葉、ゴミ等の収集、清掃作業の委託を行っている。	収集、清掃作業	作業の助言、作業に係る経費等の支払い	多様な主体	行政	318,977	継続	その他(H14頃福祉総務課より、ホームレス支援に関する事業を提案され、当初東部地域土木事務所が行っていた事業を引き継いだ。)	中央区	建設課
事業委託	新潟地域若者サポートステーション事業	企業組合労協センター事業団	NPO	新潟地域サポートステーションを設置し、若年無業者(ニート)の職業的自立支援を行う	事業実施	委託	双方	行政	7,182,474	継続	行政では取り組むことが難しいサービスの提供	経済・国際部	雇用対策課
事業委託	食品循環・地場産品活用事業	(株)健幸食品	企業	現在の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、新潟県ふるさと雇用再生特別基金を活用し、地域の実情に応じて、地域の雇用再生のために、失業者を雇い入れて雇用機会の創出を図る。本事業は、地場産農産物を利用した「農業振興」と、高齢者が多い地域での農産物等の販売と宅配を行う「高齢者が多い地域での活性化」を行います。	企画、運営	・経費負担 ・事業の企画立案への参画及び事業実施補助	双方	双方	21,846,403	継続	行政では取り組むことが難しいサービスの提供	農林水産部	農業政策課
事業委託	地域中核病院と住民が連携した健康づくりネットワーク構築事業	新潟医療生活協同組合	その他	現在の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、新潟県ふるさと雇用再生特別基金を活用し、地域の実情に応じて、地域の雇用再生のために、失業者を雇い入れて雇用機会の創出を図る。本事業は、「1. 病院内の食品残渣を肥料化し、製造した有機肥料を地域生産農家とのタイアップにより、契約農家の農産物販売に活用する。2. 生産された農産物を病院で買い取り、入院患者への食事及び院内レストランの食材活用や住民に対する有機食材を中心としたドクターズメニューの開発提供、アドバイスを実施する。3. 院内で消費する以外の農産物は直売所を設け、地域住民に対し格安料金で提供する。4. 健康・運動機能改善のためのウェルネスコンシェルジュスタッフ・看護師を配置し、平行して現地アドバイザースタッフの育成を図る。」を行います。	企画、運営	・経費負担 ・事業の企画立案への参画及び事業実施補助	双方	双方	29,695,000	継続	行政では取り組むことが難しいサービスの提供	農林水産部	農業政策課

16 消費者の保護を図る活動

事業協力	マンション管理セミナー及びマンション管理・耐震化相談	新潟県マンション管理士会(株)日本建築構造技術者協会関東甲信越支部JSCA新潟	複数種別	分譲マンションに係る管理トラブル等に係るセミナー及び管理・耐震化等に係る相談・助言業務	セミナー開催、相談・助言等	補助制度説明、相談・助言等	双方	なし	0	継続	行政では取り組むことが難しいサービスの提供	建築部	建築行政課
------	----------------------------	-----------------------------------------	------	---------------------------------------------	---------------	---------------	----	----	---	----	-----------------------	-----	-------

協働形態	名称	協働の相手方		概要	役割分担		主体	費用負担	行政の費用負担額(円)	新規・継続	経緯	所管所属	
		団体名	種別		相手方	行政						部・区等	課等
事業委託	商品テスト	新潟市消費者協会	NPO	消費生活に関わる商品を選び、実際に類似した商品を数種類程度購入して、利用または食用として、モニター調査、アンケート調査を実施して、最終的に市民、事業者にも結果を公表している。	・モニター募集 ・商品の購入・利用 ・アンケート実施 ・報告会の実施	委託事務、スタッフ会議の場所の提供	多様な主体	行政	348,000	継続	市民参加意識が高まる	市民生活部	市民総務課(消費生活センター)

17 公益活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

事業協力	サポーターズ倶楽部の活動促進	新潟市サポーターズ倶楽部	NPO	市の魅力を効果的に発信するとともに、人的ネットワークの拡大を図るため、当団体の事務局を務めるとともに、交流会開催やホームページ運営などの活動にかかる経費の一部を負担している。	市の魅力発信、関連事業への参加、市への助言・提言など	事務局運営、新潟市関連情報の提供など	双方	双方	1,951,518	継続	日頃からのつながり	地域・魅力創造部	東京事務所
事業委託	市民活動支援センターの管理運営	市民活動支援センター運営協議会	NPO	市民公益活動を支援することを目的に、以下の事業を行っている。 ○ 情報収集・発信 ～ 市民活動新聞の発行(年4回)、ホームページの運営 ○ 団体の交流支援 ～ 市民活動フェスタの開催等、市民と市民活動団体との交流の場の提供 ○ 相談対応 ～ 団体の運営、法人化、法人運営等の相談に対応 ○ 各種講座の開催 ～ 団体運営に係る各種講座の開催(スキルアップ講座) ○ 打合せ、作業、事務所スペースなど、様々な場の提供 ～ ミーティングスペース、印刷・紙折・裁断等の作業スペース、貸事務所	センターの運営全般(貸館業務や主催事業など)	施設の維持管理、有料施設使用許可及び使用料徴収	双方	行政	28,269,672	継続	行政では取り組むことが難しいサービスの提供	市民生活部	コミュニティ支援課
共催	NPO・行政合同セミナー「これからの協働の話をしよう」	市民活動支援センター運営協議会	NPO	協働を進めるために必要な取組みについて、NPO・行政がともに考える場として、合同のワークショップを開催。	セミナーの企画・運営、NPO側の取りまとめ、費用負担	セミナーの企画・運営、行政側の取りまとめ、費用負担	双方	双方	223,970	新規	日頃からのつながり	市民生活部	コミュニティ支援課

18 その他

事業協力	平成22年度外部の視点による事業仕分け	新潟市事業仕分け外部評価会議(外部評価委員)	複数種別	さらなる行財政改革を進めるため「公開の場」「外部の視点」での外部評価による事業仕分けを実施するにあたり、客観的、専門的な意見・提言を行う。	客観的、専門的な意見・提言	会議の総合的運営、評価のとりまとめ、結果を踏まえた取組方針のとりまとめ	行政	行政	528,000	新規	その他(客観的、専門的な意見・提言をいただくため)	総務部	行政経営課
事業委託	平成22年度外部の視点による事業仕分け	新潟市事業仕分け外部評価会議(開催支援)	NPO	さらなる行財政改革を進めるため「公開の場」「外部の視点」での外部評価による事業仕分けを実施するにあたり、会議が円滑に進行されるようそのノウハウを活かす。	事前説明会、事業選定等支援 当日、会議の円滑な進行	会議の総合的運営、評価のとりまとめ、結果を踏まえた取組方針のとりまとめ	行政	行政	992,250	新規	その他(ノウハウを活かし、会議の円滑な進行を目的としたため)	総務部	行政経営課

# 信頼される市政のために

## コンプライアンス実践中

新潟市では、コンプライアンス体制を整備することにより  
 公正な職務の遂行を確保し、  
 市民に信頼される市政を確立するため、  
**「新潟市における法令遵守の推進等に関する条例」**  
 を制定しました(平成17年7月1日公布、10月1日施行)。  
 この条例に基づきコンプライアンス体制を整備し、  
 市民の皆さまにより一層公正で高品質な行政サービスを提供できる  
 市政を確立していきます。



### コンプライアンスって?

地方自治体などの組織が、法令、組織倫理、社会規範などと調和を図りながら健全な活動をしていく仕組みのことです。

新潟市では、市民の皆さまにさらに満足していただけるよう、行政品質向上のため、一丸となってコンプライアンス体制の確立に取り組んでいきます。

庁内体制の整備

法令遵守審査会

特定要求行為への対応

公益目的通報制度



### なぜコンプライアンスのための条例をつくったの?



本市では、平成15年に入札談合について公正取引委員会の立入り調査を受け、職員が刑事責任を問われるという事件がありました。各地で起きる自治体職員に係る事件を見ると、外部からの強い圧力に屈してしまったり、一職員では前例を変えられなかったりしたために、職員個人が追い詰められてしまうケースも少なくありません。このような事件を再び繰り返さないよう、また市政に対する市民の信頼を回復するため、職員の公正な職務遂行の確保に組織全体で取り組むことを、政令指定都市を目指す本市の基本的経営方針として、条例で決めました。



### 市民に関係あるの?

本条例では、市民や事業者、各種団体の皆さまに、職員に対して公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為を要求しないよう求めています。

また、特定のものに特別の扱いを求めようとするような要求があった場合には、記録をさせてもらうことを定めています。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。



### 法令遵守審査会ってどんなところ?

弁護士等法令に関し専門的知識を有する者3名により構成される、市長の附属機関です。法令遵守審査会では、公益目的通報や特定要求行為に関する調査・審査を行い、市長等に意見を述べるほか、市長等がその意見を尊重して適切な措置を講じない場合には、その旨を公表するなど、一定の独立した立場で任務を遂行します。

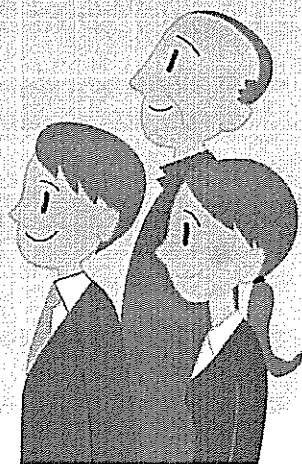


### 市民から市政についての意見がいただけるの?



本条例で定めた公益目的通報制度は、市政運営上の違法行為等を、早期に発見し得る内部から正していこうとするものなので、法令遵守審査会に通報できるのは市職員(臨時職員・派遣職員も含む)や、市の業務に従事している従業員、指定管理者として市の施設の管理運営に従事する従業員に限られます。

市民の皆さまからの市政についてのご意見は、これまで通り「市長への手紙」や行政評価委員会、各課へのお問合せにより対応してまいります。



問合せ先

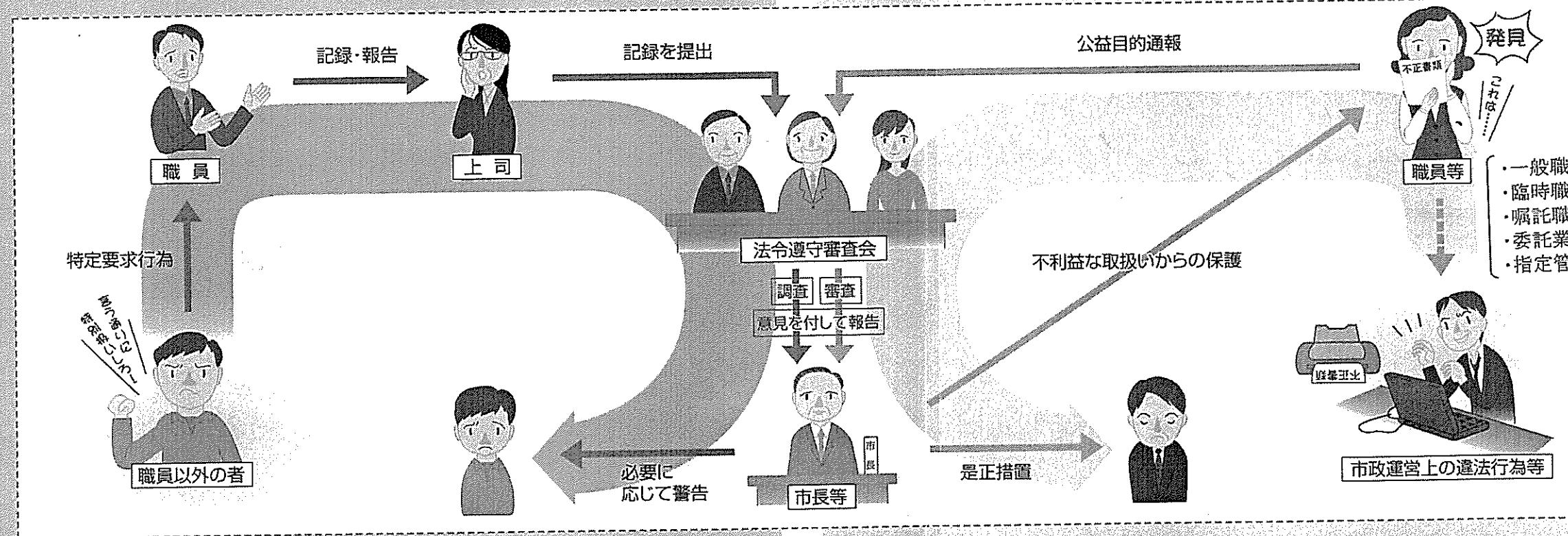
新潟市役所 総務部行政経営課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1-602-1 TEL: 025-226-2437 FAX: 025-223-1557  
 E-mail: gyokei@city.niigata.lg.jp

# 特定要求行為への対応

## 【制度の概要】

市民や事業者、各種団体など、様々な方々からのご要望のうち、「特定要求行為」については、記録し、必要な場合には法令遵守審査会にも審査してもらうなど、公正な職務の遂行を確保する制度です。  
(特定要求行為の記録は公文書として情報公開の対象となります。)



### 特定要求行為とは

特定のものに特別の扱いをするよう求めることをいいます。その要求が不当な要求かどうかは問いません。ただし、公開の場でなされた要求や公式の文書による要求は除かれます。

### 特定要求行為への対応

職員は、特定要求行為を受けた場合は内容を確認のうえ記録し、上司に報告します。記録は公文書として情報公開の対象となります。また公正な職務遂行を妨げるような特定要求行為がないか、附属機関である法令遵守審査会による審査も受けます。

### 不当要求行為とは

特定要求行為のうち、職員の公正な職務の遂行を妨げることが明白な行為をいいます。不当要求行為に該当するかどうかは、法令遵守審査会が慎重に審査をします。

### 不当要求行為への対応

法令遵守審査会は、市長等が不当要求行為に対して取るべき措置について意見を付して市長等に報告します。市長等はその意見を尊重し、必要な事実調査の後、不当要求を行った者に対して、必要に応じて警告をするなどの措置をとります。市長等が必要な措置を講じないときは、法令遵守審査会がその旨公表します。

# 公益目的通報制度

## 【制度の概要】

市政運営上の違法行為等は許されるものではありませんが、万が一そのようなことがあった場合には、早期に発見・是正できるよう、いち早く事実を知り得る職員からの内部通報を受け付ける制度を設けました。市の業務を受託している業者の従業員や、指定管理者として指定されている業者の従業員も、当該業務に関する通報をすることができます。

市民の  
皆さまへご理解と  
ご協力をお願い

本市では行政の透明化を図るとともに公正な職務の遂行を確保するため、本条例に基づく、特定のものに特別の扱いをするような要求があった場合には、記録をさせていただきます。

市職員も、不当な要求には毅然とした対応をするとともに、市民の皆さまへの丁寧な説明を一層心がけてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 法令遵守審査会

法令遵守審査会  
に通報できるのは

### 通報ができるのは

本市の一般職員、臨時職員、嘱託職員のほか、受託契約により本市の委託業務に従事している従業員や、指定管理者として市の施設の管理運営に従事する従業員も通報をすることができます。

### 通報の対象となるのは

市政運営上の法令違反や、人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与える行為です。職員個人の公務外の非遵行為に関する通報や他人に損害を与える目的でなされた通報は、本条例にいう公益目的通報とはなりません。

### 通報の方法は

指定の様式により、右記法令遵守審査会の委員へ郵送やFAXなどで直接通報してください(3名の委員のうち、どなたに通報しても構いません)。様式は新潟市ホームページにも掲載されている「新潟市における法令遵守の推進等に関する条例施行規則」に定められています。

### 公益目的通報への対応

通報を受けた委員は、事実調査のうえ、法令遵守審査会で審査をします。調査・審査の結果、違法・不当な事実が明らかになった場合は、市長等がとるべき措置について意見を付して市長等に報告します。市長等はその意見を尊重し、事実調査の後、是正措置を取ります。市長等が必要な措置を講じないときは、法令遵守審査会がその旨公表します。なお、通報者に関する情報は秘密とされ、不利益な取扱いを受けることがないよう保護されます。

えんどう たつお  
遠藤 達雄

弁護士

〒950-0994

新潟市中央区上所1丁目4番16号  
FAX: 025-241-4551

ひらいし ひろか  
平石 広佳

弁護士

〒951-8126

新潟市中央区学校町通1番町12  
市役所前ビル5階  
平石直樹法律事務所  
FAX: 025-229-9302

みなみ しんじ  
南 真二

新潟大学法学部教授

〒950-2181

新潟市西区五十嵐2の町8050番地  
新潟大学法学部  
FAX: 025-262-6526

○新潟市個人情報保護条例

平成13年3月30日

条例第4号

改正 平成17年7月1日条例第30号

平成18年12月21日条例第122号

平成19年6月29日条例第52号

平成19年12月18日条例第80号

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 個人情報の収集及び管理等(第6条—第12条)

第3章 個人情報の開示, 訂正及び利用停止(第13条—第28条)

第4章 雑則(第29条—第32条)

第5章 罰則等(第33条—第37条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な事項を定めるとともに、市の保有する個人情報に対する開示、訂正等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益を保護し、公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別できるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなるものを含む。)をいう。

(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 実施機関において一般に公表等を行うことを目的として作成し又は取得したもの

イ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの

の



- (3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道局長、病院事業管理者、議会及び新潟市土地開発公社をいう。
- (4) 事業者 法人(国及び地方公共団体を除く。)その他の団体及び事業を営む個人をいう。
- (5) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関の公文書に記録されているものをいう。
- (6) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。
- ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (7) 指定管理者保有文書 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)としての業務に従事する者が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該指定管理者としての業務に従事する者が組織的に用いるものとして管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- ア 指定管理者において一般に公表等を行うことを目的として作成し、又は取得したものの
- イ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの
- (8) 指定管理者保有個人情報 指定管理者としての業務に従事する者が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該指定管理者としての業務に従事する者が当該業務に組織的に利用するものとして、当該指定管理者が指定管理者保有文書に記録しているものをいう。

(平17条例30・平18条例122・平19条例80・一部改正)

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施にあたっては、その取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いにあたっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

## 第2章 個人情報の収集及び管理等

(個人情報取扱事務の登録)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)であつて、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索することができる状態で個人情報が記録された公文書を使用するもの(以下「登録対象事務」という。)について、次に掲げる事項を登録した登録簿を備え、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 登録対象事務の名称
- (2) 登録対象事務の目的
- (3) 登録対象事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の対象者の範囲
- (6) 個人情報の収集の方法
- (7) 個人情報取扱事務で取り扱う個人情報ファイルの名称
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、登録対象事務を開始しようとするときは、あらかじめ当該登録対象事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務には適用しない。

- (1) 実施機関の職員又は職員であった者に関する事務であつて人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項を記録するもの
- (2) 個人情報を一時的に使用するものであつて、記録された個人情報を短期間で消去し、

又は廃棄するもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が、新潟市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いたうえで登録の必要がないと認めたもの

4 実施機関は、登録した登録対象事務を廃止したときは、遅滞なく当該登録対象事務に係る登録を抹消しなければならない。

(平17条例30・一部改正)

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段によらなければならない。

2 実施機関は、基本的人権の侵害につながるおそれのある次に掲げる事項に関する個人情報は、収集してはならない。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくと、又はあらかじめ審議会の意見を聴いたうえで事務事業の目的の達成のために必要があると認めたときは、この限りでない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する事項

(2) 犯罪に関する事項

(3) 人種及び民族に関する事項

(4) その他社会的差別の原因となる事項

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 本人から収集したのでは個人情報取扱事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあると認められる情報であって、実施機関があらかじめ審議会の意見を聴いたうえで定め、公示した類型に該当するとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が、審議会の意見を聴いたうえで特に必要があると認めたとき。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、保有個人情報を当該実施機

関内部で利用(以下「目的外利用」という。)し、又は当該実施機関以外のものに対して提供(以下「外部提供」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
  - (2) 本人の同意があるとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
  - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 同一実施機関内部で利用する場合又は他の実施機関に提供する場合であって、事務に必要な限度で利用し、かつ、使用することについて相当の理由があると認められるとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が、審議会の意見を聴いたうえで特に必要があると認めたとき。
- 2 実施機関は、前項第4号、第5号又は第6号の規定により目的外利用又は外部提供をしたときは、公示その他適切な方法によりその旨を周知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 3 実施機関は、外部提供をする場合において、必要と認めるときは、提供を受けるものに対し、当該保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(平17条例30・一部改正)

(オンライン結合による提供の制限)

第9条 実施機関は、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。)により、保有個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が、審議会の意見を聴いたうえで特に必要があると認めたとき。

(平17条例30・一部改正)

(適正管理)

第10条 実施機関は、保有個人情報を適正に管理するため、個人情報保護管理者を置くとともに、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 保有個人情報は、正確かつ最新のものとする事。
- (2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。
- 2 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報は、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保有されるものについては、この限りでない。
- 3 実施機関の職員又は職員であった者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(平17条例30・一部改正)

(委託に伴う措置)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務を委託しようとするときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(受託者の責務)

第12条 実施機関から個人情報取扱事務を受託したものは、安全確保の措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項の受託事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

### 第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止

(平17条例30・改称)

(個人情報の開示を請求できる者)

第13条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己に係る保有個人情報(第6条第3項第1号に規定するものを除く。以下同じ。)の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。
- 3 次に掲げる者は、死者を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。
  - (1) 死者の死亡当時における配偶者並びに死者の子及び父母
  - (2) 前号に掲げる者がいない場合は、死者の二親等以内の血族及び死者の死亡当時における一親等以内の姻族
  - (3) 死者の相続人
- 4 本人の判断能力が欠如していると医師が認めた場合、次の各号に掲げる者は、医師法(昭和23年法律第201号)第24条第1項に規定する診療録、歯科医師法(昭和23年法律第202号)

第23条第1項に規定する診療録その他の診療に関する記録，療養の給付，老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)第1条の診療報酬明細書並びに介護保険法(平成9年法律第123号)第18条第1号に規定する介護給付，同条第2号に規定する予防給付及び同条第3号に規定する市町村特別給付，同法第19条第1項に規定する要介護認定及び同条第2項に規定する要支援認定に係る記録等の開示を請求することができる。

(1) 配偶者，子及び父母

(2) 前号に掲げる者がいない場合は，二親等以内の血族及び一親等以内の姻族

5 前3項に掲げる者のほか，審議会の意見を聴いた上で実施機関が開示請求を認めた者は，本人に代わって開示請求をすることができる。

(平17条例30・平18条例122・一部改正)

(保有個人情報の開示義務)

第14条 実施機関は，開示請求があったときは，開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き，開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し，当該開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の定めるところにより，開示請求者(第13条第2項から第5項までの規定により本人以外の者が請求する場合にあっては，当該本人をいう。第3号及び第17条の3第1項において同じ。)に開示することができないとされている保有個人情報

(2) 個人の指導，相談，選考，試験，診療その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務事業に関する保有個人情報であって，開示することにより当該事務事業あるいは将来の同種の事務事業の執行に支障が生ずるおそれのあるもの

(3) 開示請求者以外のものに関する情報を含む保有個人情報であって，開示することにより，当該開示請求者以外のものの正当な権利利益を侵害するおそれのあるもの。ただし，次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により，又は慣行として開示請求者が知ることができ，又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報

ウ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法

人の役員及び職員を除く。), 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員, 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)の役員及び職員をいう。以下同じ。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名(当該公務員の利益を不当に侵害するおそれがある情報であって, 実施機関があらかじめ審議会の意見を聴いた上で定め, 公示した基準に該当するものを除く。)

- (4) 開示することにより, 個人の生命, 身体及び財産の保護並びに犯罪の予防その他の公共安全並びに秩序の維持に支障を及ぼすと認められる保有個人情報
- (5) 市の機関又は国, 独立行政法人等, 他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって, 公にすることにより, 次に掲げるおそれがあるもの
  - ア 監査, 検査, 取締り, 試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し, 正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし, 若しくはその発見を困難にするおそれ
  - イ 契約, 交渉又は争訟に係る事務に関し, 市, 国, 独立行政法人等, 他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ウ 調査研究に係る事務に関し, その公正かつ能率的な遂行を不当に侵害するおそれ
  - エ 人事管理に係る事務に関し, 公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - オ 市, 国若しくは他の地方公共団体が経営する企業, 独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し, その経営上の正当な利益を害するおそれ
  - カ その他当該事務又は事業の性質上, 当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ

(平17条例30・平18条例122・平19条例52・一部改正)

(保有個人情報の部分開示)

第15条 実施機関は, 開示請求に係る保有個人情報の一部に, 前条各号のいずれかに該当することにより開示しないことができる保有個人情報(以下「不開示情報」という。)が記録されている場合において, これを容易に, かつ, 開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは, 不開示情報を除いて開示するものとする。

(平17条例30・一部改正)

(裁量的開示)

第15条の2 実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報(第14条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(平18条例122・追加)

(保有個人情報の存否に関する情報)

第15条の3 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

2 実施機関は前項の規定により開示請求を拒否したときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

(平18条例122・追加)

(開示請求の方法)

第16条 第13条の規定により開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又は第13条第2項から第4項までに掲げる者であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 開示請求に係る保有個人情報が、明らかに開示できるものであって、直ちに開示することが可能な場合(請求者がその場で目的を達成することができ、かつ、実施機関において当該開示請求の事実関係を明らかにしておく必要がないと認める場合に限る。)は、第1項の規定にかかわらず、開示請求は口頭により行うことができる。

4 第2項の規定は、前項の請求について準用する。

(平17条例30・平18条例122・一部改正)

(開示請求に対する決定)

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、当該請求を受理した日から起算して15日以内に、開示請求に係る保有個人情報を開示するかどうかの決定(以下「開示決定等」と



いう。)をしなければならない。

- 2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の理由及び決定を行うことができる時期を、開示請求者に速やかに書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに書面により当該決定の内容を開示請求者に通知しなければならない。ただし、前条第3項の規定による請求に係る決定は、口頭により通知することができる。
- 4 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないことと決定したときは、その内容を記載(不開示の理由がなくなる期日を明示できるときはその期日を付記)した書面により、前項に規定する通知をしなければならない。

(平17条例30・平18条例122・一部改正)

(開示決定等の期限の特例)

第17条の2 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分については45日以内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

- 2 実施機関は前項の規定により決定期限を延長したときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

(平18条例122・追加)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与)

第17条の3 開示請求に係る保有個人情報に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第17条第1項の規定により保有個

人情報を開示することとする決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第14条第3号イに規定する情報に該当すると認められる場合

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第15条の2の規定により開示しようとする場合

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(平18条例122・追加)

(開示の実施及び方法)

第18条 実施機関は、開示決定したときは、開示請求者に対し、速やかに当該保有個人情報を開示しなければならない。

2 保有個人情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則に定める方法により行う。

3 実施機関は、公文書の保存のため必要があるとき、第15条に規定する開示をするとき、その他相当の理由があるときは、当該公文書を複製したものにより開示することができる。

(平17条例30・平18条例122・一部改正)

(個人情報の訂正を請求できる者)

第19条 何人も、前条の規定により開示を受けた自己に係る保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

2 第13条第2項から第5項までの規定により保有個人情報の開示を受けた者は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(平17条例30・平18条例122・一部改正)

(訂正請求の方法)

第20条 前条の規定により訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求をしようとする保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第16条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(平17条例30・一部改正)

(訂正請求に対する決定)

第21条 実施機関は、訂正請求があったときは、当該請求を受理した日から起算して15日以内に、訂正請求に係る保有個人情報を訂正するかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の理由及び決定をすることができる時期を、訂正請求した者に速やかに書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに書面により当該決定の内容を訂正請求した者に通知しなければならない。

4 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部を訂正しないことと決定したときは、その内容を記載した書面により、前項に規定する通知をしなければならない。

(平17条例30・一部改正)

(個人情報の利用停止を請求できる者)

第22条 何人も、第18条の規定により開示を受けた自己に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第7条の規定に違反して収集されたとき、第8条の規定に違反して利用されていると

き又は第10条の規定に違反して保有されているとき 当該保有個人情報の利用の停止  
又は消去

(2) 第8条又は第9条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の  
停止

2 第13条第2項から第5項までの規定により保有個人情報の開示を受けた者は、本人に代わ  
って前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。  
る。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。  
(平17条例30・全改, 平18条例122・一部改正)

(利用停止請求の方法)

第23条 前条の規定により利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げ  
る事項を記載した利用停止請求書を提出しなければならない。

(1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 利用停止請求をしようとする保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情  
報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第16条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

(平17条例30・全改)

(個人情報の利用停止義務)

第24条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があ  
ると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要  
な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用を停止しなければならない。ただ  
し、当該保有個人情報の利用を停止することにより、当該保有個人情報の利用目的に係る  
事務の性質上、当該事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められると  
きは、この限りでない。

(平17条例30・全改)

(利用停止請求に対する措置)

第25条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用を停止するときは、その旨  
の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用を停止しないときは、その旨の決

定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(平17条例30・全改)

(費用負担)

第26条 第18条第2項の交付又は同条第3項の規定による開示を受ける者は、当該交付又は開示に要する費用を負担しなければならない。

(平17条例30・全改)

(不服申立てがあった場合の手続き)

第27条 実施機関は、第17条第1項、第21条第1項又は第25条第2項に規定する決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが不適法である場合を除き、遅滞なく、新潟市情報公開・個人情報保護審査会に諮問して、当該不服申立てについての決定を行わなければならない。

(平17条例30・全改)

(苦情処理)

第28条 実施機関は、個人情報の取扱いに関する苦情又は相談があったときは、適正かつ速やかに処理するよう努めなければならない。

#### 第4章 雑則

(平17条例30・旧第5章繰上)

(出資法人への要請)

第29条 市長は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人のうち、市長が別に定めるものについて、この条例の趣旨にのっとり個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(指定管理者に対する措置等)

第29条の2 指定管理者が地方自治法第244条第1項に規定する公の施設の管理を行うにあたって個人情報を取り扱う場合については、第2章の規定を準用する。この場合において、第6条第2項中「あらかじめ」とあるのは「当該指定管理者を指定した実施機関(以下「指定実施機関」という。)を通じて、あらかじめ」と、同条第3項第3号中「新潟市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いたうえで」とあるのは「指定実施機関を通じて新潟市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いたうえで」と、同条第4項中「遅滞なく」とあるのは「指定実施機関を通じて遅滞なく」と、第7条第2項及び第3項第5号中「あらかじめ」とあるのは「指定実施機関を通じてあらかじめ」と、同項第6号中「審議会の」とあるのは「指定実施機関を通じて審議会の」と、第8条第1項

中「保有個人情報」とあるのは「指定管理者保有個人情報」と、「当該実施機関以外」とあるのは「当該指定管理者及び指定実施機関以外」と、同項第5号中「同一実施機関内部」とあるのは「当該指定管理者及び指定実施機関内部」と、同項第6号中「審議会の」とあるのは「指定実施機関を通じて、審議会の」と、同条第2項中「公示その他適切な方法により」とあるのは「指定実施機関を通じて公示その他適切な方法により」と、「審議会の」とあるのは「指定実施機関を通じて審議会の」と、第9条中「保有個人情報」とあるのは「指定管理者保有個人情報」と、「実施機関以外の」とあるのは「当該指定管理者及び指定実施機関以外の」と、同条第2号中「審議会の」とあるのは「指定実施機関を通じて審議会の」と読み替えるものとする。

- 2 前項に規定する場合において、指定実施機関が当該指定管理者の行う個人情報取扱事務について、第7条第2項若しくは第3項第5号若しくは第6号、第8条第1項第6号若しくは第2項又は第9条第2号の規定により既に審議会の意見を聴いているときは、前項の規定により読み替えて準用するこれらの規定により審議会の意見を聴いたものとみなす。
- 3 第1項に規定する場合における第3章の規定の適用については、第13条第1項中「実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己に係る保有個人情報」とあるのは「指定実施機関に対し、当該指定実施機関が指定した指定管理者が保有する自己に係る指定管理者保有個人情報」と、同条第3項中「保有個人情報」とあるのは「指定管理者保有個人情報」と、同条第5項中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、第14条及び第15条中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、「保有個人情報」とあるのは「指定管理者保有個人情報」と、第15条の2中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、第15条の3中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、「保有個人情報」とあるのは「指定管理者保有個人情報」と、第16条第1項及び第2項中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、「保有個人情報」とあるのは「指定管理者保有個人情報」と、同条第3項中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、「直ちに」とあるのは「速やかに、指定管理者から当該開示請求に係る指定管理者保有個人情報の提供を受けて」と、第17条中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、「保有個人情報」とあるのは「指定管理者保有個人情報」と、同条第1項中「以内に」とあるのは「以内に、指定管理者から当該開示請求に係る指定管理者保有個人情報の提供を受けて、」と、第17条の2から第19条までの規定中「保有個人情報」とあるのは「指定管理者保有個人情報」と、「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、第20条第1項及び第21条中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、「保有個人情報」とあるのは「指定管理者保有個人情報」と、同条第1項中「を訂正するか」

とあるのは「の訂正を指定管理者に行わせるか」と、同条第4項中「を訂正しない」とあるのは「の訂正を指定管理者に行わせない」と、第22条から第24条までの規定中「保有個人情報」とあるのは「指定管理者保有個人情報」と、「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、第24条中「利用を停止しなければ」とあるのは「利用を停止させなければ」と、「利用を停止することにより」とあるのは「利用を停止させることにより」と、第25条第1項中「保有個人情報」とあるのは「指定管理者保有個人情報」と、「利用を停止するときは」とあるのは「利用を停止させる」と、「利用を停止しない」とあるのは「利用を停止させない」とする。

- 4 指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(平17条例30・追加, 平18条例122・一部改正)

(実施状況の公表)

第30条 市長は、毎年度この条例による個人情報保護制度の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(他の制度との調整等)

第31条 法令等の規定により、個人情報の閲覧、縦覧、写しの交付又は訂正その他これらに類する手続が定められている場合には、その定めるところによる。

- 2 前項に規定するもののほか、図書館その他これに類する市の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報については、この条例は、適用しない。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

#### 第5章 罰則等

(平17条例30・追加)

第33条 実施機関の職員である者若しくは職員であった者又は第12条第2項の受託事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 2 指定管理者の行う事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された指定管理者保有文書(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に

処する。

(平17条例30・追加)

第34条 前条第1項に規定する者が、その事務に関して知り得た保有個人情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 前条第2項に規定する者が、その事務に関して知り得た指定管理者保有個人情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(平17条例30・追加)

第35条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(平17条例30・追加)

第36条 前3条の規定は、新潟市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

(平17条例30・追加)

第37条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(平17条例30・追加)

## 附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。ただし、第7条第3項第5号及び第8条第1項第6号中審議会の意見を聴くことに関する規定並びに附則第5項の規定は、平成13年4月1日から施行する。

(新潟市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

2 新潟市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例(昭和58年新潟市条例第39号。以下第4項において「電算条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に行われている個人情報取扱事務については、第6条第2項の規定中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、この条例の施行の日以後速やかに」と読み替えて適用する。

4 この条例の施行の際、現に電算条例第11条の規定により新潟市電子計算機処理に係る個



個人情報保護審議会に諮ったうえで行われている個人情報の記録及び提供並びに電子計算機の結合については、この条例に規定する手続により行ったものとみなす。

附 則(平成17年条例第30号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。ただし、第4章の次に1章を加える改正規定は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第122号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第13条、第16条、第19条及び第22条の改正規定並びに第29条の2の改正規定(「公文書に記録されている自己の個人情報」を「当該実施機関の保有する自己に係る保有個人情報」に改める部分及び「自己に係る指定管理者保有個人情報」と)の次に「、同条第3項中「保有個人情報」とあるのは「指定管理者保有個人情報」と、同条第5項中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と)を加える部分に限る。) 公布の日

(2) 第2条の改正規定(「公平委員会」を「人事委員会」に改める部分に限る。) 平成19年1月11日

(経過措置)

- 2 改正前の新潟市個人情報保護条例の規定により公平委員会がした処分、手続その他の行為でこの条例の施行(附則第1項第2号の規定による施行をいう。以下この項において同じ。)の際現に効力を有するものは、施行の日以後においては、同条の規定による改正後の新潟市個人情報保護条例の規定により人事委員会がした処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 改正前の新潟市個人情報保護条例の規定により公平委員会が保有する個人情報が記録された公文書は、人事委員会が承継する。
- 4 この条例の施行(附則第1項本文の規定による施行をいう。)の際現にこの条例による改正前の新潟市個人情報保護条例によりされた開示請求に対して開示決定等をする期限は、改正後の第17条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成19年条例第52号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第80号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

組織目標管理シート（課の重点目標）

問合せ先 025-226-1359(環境政策課)

年度	平成24年度		
組織名(部)	環境部	組織名(課)	環境政策課
組織の目的	スマートエネルギー推進計画、震災影響に伴う節電の推進、地球温暖化防止及び生物多様性の保全について、市民・NPO・事業者と協働して取り組みます。		

当初予算(千円)		当初人員(人)	
歳入	9,818	正職員	12
歳出	346,270	非常勤	

作成日	平成24年4月10日
修正日	
評価日	

No.	視点	ウェイト	目標	指標					参考・補足	主な事業等	目標達成状況 未達成理由	評価	点数
				項目	H21実績	H22実績	H23実績	H24目標					
1	市民	20	スマートエネルギー推進計画を推進し、再エネ・省エネにより、新たなエネルギーを創出します。	再エネ・省エネによる新たなエネルギーの創出(kwh)				6,500世帯分相当電力量		1世帯あたりの年間使用電力は、3400kwhとします。	・新新田清掃センターの発電 ・中部下水処理場における発電 ・エコ住宅促進事業		0
2	市民	20	自家消費型・売電型風力発電設備を設置し、自立・分散型エネルギー導入地域作りを進めます。	風力発電事業の進捗状況				立地調査の実施、設置候補地の決定。環境影響調査、風況調査の実施。		・自家消費型、売電型ともにH24年度内に立地調査を行い設置場所を決定する ・設置場所決定後、環境影響調査、風況調査を実施する	・自立・分散型エネルギー導入地域作り事業		0
3	市民	10	電気自動車の普及推進のため、市内の充電設備の拡充を図ります。	急速、倍速、コンセント設置基数			46箇所	61箇所以上		・市内設置状況 急速:7、倍速:8、コンセント:33 【目標】 急速:7、倍速:11、コンセント:43	・電気自動車推進事業		0
4	市民	10	震災による電力供給能力の低下に伴い、市民・事業者との協働により、節電を実施します。	市役所庁舎等の事務スペースでのピーク電力(kW)又は電力資料量(kWh)	-	-	26% 【H22年度比】	10%以上 【H22年度比】		・対象は本庁舎(本館、分館、白山浦庁舎)及び各区役所庁舎とします。 ・対象期間は7月～9月とします。 ・基準年はH22年度とします。 ・H23年度は東日本大震災による電力逼迫対応を実施	節電広報活動、節電講習会、節電カレンダー、温暖化防止キャンペーン、省エネチャレンジ、省エネモニターなど		0
5	市民	20	市役所が率先して、電力不足対策、地球温暖化防止対策として、省資源、省エネルギー(節電)に取り組めます。	温室効果ガスの排出削減率%(全体)	-2.8% 【H16基準】	+0.5% 【H17基準】	集計中 (H24.6頃集計完了予定)	-7.0% 【H17基準】		本目標は震災前に策定した率先実行計画(第3期)の目標に基づいています。このため、震災によるエネルギー供給環境の変化により、本目標も影響を受ける可能性が高くなっています。	・省資源・省エネルギーの推進 ・地球温暖化対策実行計画(率先実行版)の推進 ・第4期に向けた他施設へのESCO事業導入検討		0
				温室効果ガスの排出削減率%(ISO範囲内、基準はH17年度)	-	-	-23.5% (第3四半期)	-20.0% (第3四半期)		H23年度実績は、H24.3末時点で把握可能な第3四半期までの結果としました。			
6	市民	20	生物多様性地域計画を推進するため、市民、NPO、事業者との協働により生物多様性と持続可能な利用の確保を図り、自然環境保全活動に関わる人材を育成します。	「にいがた生きものファンクラブ」登録数	-	-	-	300人		本市の自然環境や保全活動に興味を持つ個人や団体を募集	・自然観察会、環境保全活動、出前教室などのイベントや環境NPOの取り組みをメールマガジンで情報発信		0

視点	ウェイト	取り組みについて(目標設定・ウェイト付けの考え方など)	取り組みの結果について(評価を踏まえた課題分析・方向性など)	視点	点数
市民	100	スマートエネルギー推進計画に基づき、再生可能エネルギーや省エネルギーを推進し、新たなエネルギーの創出を図るとともに、自立分散型エネルギーによる安心安全なまちづくりを推進します。 電気自動車の普及を推進するため、充電施設の整備を進めています。 震災による電力供給能力の低下が依然として続いていることから、市民・事業者との協働により、節電を実施するとともに、大規模エネルギー需要者として市役所が率先して節電対策を継続して進めています。 また、生物多様性地域計画に基づき、自然環境保全活動に関わる人材を育成するなど、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進します。 ウェイト付けについては、当該年度で重点的に取り組むべきと考える事業に重みをつけ、課の目標の達成状況の評価します。		市民	0
財務	0			財務	0
業務	0			業務	0
人材	0			人材	0
計	100			計	0

組織目標管理シート（課の重点目標）

問合せ先 223-7023(地域課)

年度	平成24年度		
組織名(部)	中央区役所	組織名(課)	地域課
組織の目的	1 コミュニティ協議会の活性化 2 中心市街地の活性化 3 市民の健康維持と体力増進		

当初予算(千円)		当初人員(人)	
歳入	196,922	正職員	22
歳出	916,465	非常勤	3

作成日	平成24年4月1日
修正日	
評価日	

No.	視点	ウェイト	目標	指標					参考・補足	主な事業等	目標達成状況 未達成理由	評価	点数
				項目	H21実績	H22実績	H23実績	H24目標					
1	業務	20	中央区役所改革の大きな柱の一つである「窓口改善の推進」の達成に向けて、さらなる業務改善に取り組めます。	窓口業務にかかる改善件数				4件		・3つの係と1つの室がそれぞれ1件以上の改善を実施			0
2~4			地域コミュニティ協議会の活動の活性化を図ります。							・地域コミュニティ育成事業			
2	市民	15	フォーラム・事例発表などによる、コミュニティ協議会活性化大会を開催します。	活性化大会のコミュニティ協議会の参加数				22団体		・中央区のコミ協数 ⇒ 22団体			0
3	市民	10	コミュニティ協議会が抱える課題に、区長をはじめとした区職員が積極的に対応します。	コミュニティ協議会の総会など行事等への区職員の参加回数				44回		・中央区のコミ協数22団体×2回=44			0
4	市民	15	事業補助金の活用により、コミュニティ協議会の活動を促進します。	コミュニティ協議会に対する事業補助金の交付件数	30件	34件	48件	50件		・地域活動補助金 (事業主体がコミュニティ協議会のもの) ・H23目標38件 ⇒ 48件			0
5	市民	15	「まち歩き」を実施するとともに、「まち歩き」を実施している他団体との情報の共有を進めます。また、商店街活性化へ向けた支援を行うなど、中心市街地の活性化を図ります。	「まち歩き」参加者数		447人	745人	800人		H23実績:30回開催 ・定員20人×30回=600人 ・参加者745人 ・参加率 124.29% ・1回あたり24.8人 H24:32回開催予定 ・定員25人×32回=800人	・中央区えんてこ(まち歩き)事業		0
6	市民	15		商店街活性化事業の実施団体数	20団体	27団体	26団体	30団体		H24実施見込 ・にぎわい創出事業 17団体 ・空き店舗対策事業 8団体 ・環境整備事業 5団体	・商店街活性化事業		0
7	市民	10	市民の健康維持と体力増進に向け、体育施設の有効活用を図ります。	体育施設利用者数	817,816人	900,243人	861,422人 (見込み)	920,000人		中央区体育施設 【屋内施設】 ①鳥屋野総合体育館②市体育館③トレーニングセンター④西海岸公園市営プール 【屋外施設】 ⑤陸上競技場⑥鳥屋野運動公園野球場⑦鳥屋野運動公園球技場⑧鳥屋野運動公園馬場⑨西海岸公園少年野球場⑩山二ツ運動広場⑪北部運動公園	・スポーツ施設の管理運営事業		0

視点	ウェイト	取り組みについて(目標設定・ウェイト付けの考え方など)	取り組みの結果について(評価を踏まえた課題分析・方向性など)	視点	点数
市民	80	「組織の目的」に記載のとおり、課の目標を3本柱とし、以下の考え方に基づき、目標数値を設定しました。		市民	0
財務	0	1 コミ協活動の活性化に向け、①コミ協活性化大会の開催②コミ協の課題への積極的対応③事業補助金の支援を推進します。		財務	0
業務	20	・目標指標: コミ協活性化大会に参加するコミ協数、コミ協活動への区職員の参加回数、コミ協に対する事業補助金交付件数		業務	0
人材	0	2 「まち歩き」の実施や商店街でのにぎわい創出事業を支援し、中心市街地の活性化を図ります。		人材	0
計	100	3 市民の健康維持と体力増進に向け、体育施設の有効活用を図ります。		計	0

## 公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	新潟市母子生活支援施設ふじみ苑		
管理者名	社会福祉法人新潟市社会福祉協議会	指定期間	平成21年4月1日 ~ 平成26年3月31日
新潟市主管課	健康福祉部こども未来課		
所在地	区名	東区	住所
根拠法令	児童福祉法		
設置条例	新潟市母子生活支援施設設置条例		
施設概要	敷地面積 2432.03㎡ (老人デイサービスセンター部分を含む) 建築面積 931㎡ (老人デイサービスセンター部分を含む) 延床面積 1481㎡ 建物・構造・主な施設内容 鉄筋コンクリート3階建て 居室 18室 (うち1室身体障害者対応居室) 共有部分 事務室、相談室、多目的ホール、図書室、静養室等		

## 施設設置目的

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行う。

## 管理・運営に関する基本理念、方針等

母子生活支援施設には、DV被害を受けた利用者はじめ、多くの課題を抱えた母子が入所しており、その入所時から退所後の地域での生活も含め、長期にわたり、母子を総合的に支える役割が求められている。利用者である母子の立場を尊重し、信頼関係を構築し、ともに課題を解決していく視点を持ったうえで、子育て、生活支援、就業支援なども含めた総合的な支援を行っていくものとする。

## (1) 利用者の尊重

- ・子どもの最善の利益に配慮した援助を行う。子どもが自由に意見表明できるよう信頼関係の構築、雰囲気作りに努め、本人の個性や意見を尊重する。
- ・母親の希望や意思が十分発揮できる環境を整え、自己判断を大切にサポートを行う。

## (2) 生活の安定・向上への支援

- ・子どもの発達段階に応じて、保育や学習などの必要な支援を行う。
- ・利用者が前向きに自立への意志を持った生活ができるよう相談体制を整備する。
- ・個々の利用者に応じた適切な支援計画を策定し、社会的自立への意欲を高め、継続した就労に励むことができるよう支援する。
- ・必要に応じて子育てについての助言援助、家事支援等の生活支援を行う。

## (3) 安心安全な生活環境の整備

- ・常に明るく和やかで、暖かな人間関係に包まれた環境を基本に、生活の場として快適なものになるよう配慮する。
- ・緊急時の対応マニュアルの整備など、危機管理を適切に行う。

## (4) 資質向上への取り組み

- ・計画的に研修に取り組み、職員の資質向上を図る。

視 点	評価項目	評価指標	評価	評価コメント
市 民	自立支援計画の策定	計画策定率100%	B	全世帯について、母親と職員で面談を行ったうえで個別具体的自立計画を策定し、これに基づいた支援を実施している。
	利用者満足度	施設運営に対する聞き取り調査やアンケート調査の実施 年1回	B	普段の相談・母親集会の中で要望を引き出すように努めている。
	苦情・要望に対する対応	苦情対応の第三者委員の配置 2名	B	第三者委員を適正に配置している。
	緊急時の適切な対応	緊急時対応マニュアルの研修実施 年1回	B	緊急時対応マニュアルを策定し周知徹底を行うとともに、感染症対策を行い、緊急時に適切な対応ができるよう努めている。
財 務	管理運営経費の縮減	入札、見積り合わせなど、管理的経費縮減に努力すること	B	見積り合わせをしたうえで契約先を決定している。事務経費や光熱水費の縮減に努めている。
業 務	防災対策の徹底	避難訓練の実施 月1回	A	火災や地震を想定した避難訓練を月1回実施している。訓練は施設の人員・入所者定員など実態に合わせたものになるよう配慮している。
	個人情報保護の徹底	個人情報保護に関する内部研修 年1回実施	B	法人の個人情報保護方針を職員に周知徹底している。
	その他業務仕様書等に定める事項の遵守	その他業務仕様書等に定める事項の遵守	B	業務仕様書に定める事項の遵守に努めている。
人 材	配置人員条件の充足	有資格者を1名以上配置	A	有資格者を適正に配置している。
	配置人員の資質向上	計画的な実務研修実施 1人年2回以上	A	全ての職員が研修に参加できるよう計画的に受講させるとともに、伝達研修を必ず実施し、職員間で情報を共有し理解を深めている。年間23回の研修に延べ34人が参加した。

総 合 評 価 ( 所 見 )

DV被害者の保護・自立支援や、外国籍の母親に対してのきめ細かな自立支援、未就学児の補助保育の実施、母親への子育て相談・支援、小・中学生への学習指導など、個別の配慮に努めており、母子生活支援施設として入所者の自立の促進、生活と保育の支援、児童の健全育成等の業務を適切に行っている。指定管理者として優良と評価できる。

## 公の施設【基本情報】

施設名	新津地区市民会館
所管部・課	秋葉区 地域課
所在地	秋葉区程島2009番地
根拠法令	
設置条例	新潟市新津地区市民会館条例
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○構造 大ホール:鉄筋鉄骨コンクリート造 会議棟:鉄筋コンクリート造2階建他</li> <li>○敷地面積 8646.03㎡</li> <li>○延床面積 大ホール:3,242.30㎡ 会議棟:1,699.86㎡</li> <li>○大ホール 1階ホール(1,167㎡) 2階ギャラリー(固定876席)</li> <li>○会議棟 第1会議室(218㎡) 第2会議室(86㎡) 第3会議室(54㎡) 第4会議室(36㎡)</li> </ul>

施 設 の 設 置 目 的
市民の文化活動の促進及び健康の増進を図り、市民生活の向上並びに教育、文化及び地域の発展に寄与するため、新津地区市民会館を設置する。
管 理 ・ 運 営 に 関 す る 基 本 理 念 ， 方 針 等
(1)新潟市新津地区市民会館条例(以下「条例」という)に基づき、市民の文化活動の促進及び健康の増進を図り、市民生活の向上並びに教育、文化及び地域の発展に寄与する管理運営を行う。 (2)住民サービスの向上や平等利用が確保されること。 (3)利用者の意見及び要望を管理運営に速やかに反映すること。 (4)利用者に対し、安全で快適な環境を提供すること。 (5)新潟市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護を徹底すると共に、業務上知り得た情報について守秘義務を遵守すること。 (6)効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費削減に努めること。 (7)法令を遵守し、施設の管理運営を適切に行うこと。

公の施設目標管理シート（直営）

問合せ先 秋葉区地域課文化・スポーツ係 0250-25-5671

年度	平成23年度		
施設名	新津地区市民会館	所管部・課	秋葉区 地域課
施設の設置目的	市民の文化活動の促進及び健康の増進を図り、市民生活の向上並びに教育、文化及び地域の発展に寄与するため、新津地区市民会館を設置する。		

当初予算(千円)		当初人員(人)		作成日	H23.4.28
歳入	4,451	正職員		修正日	
歳出	15,246	非常勤		評価日	H24.6.1

No.	視点	目標	評価指標				参考・補足	主な事業等	目標達成状況 未達成理由	評価
			項目	H21実績	H22実績	H23目標				
1	市民	市民が利用し易い施設管理に努めます。	年間利用件数の達成 単位:(件)	1,624	1,695	1,650	1,811		目標を約1割超えて達成した。	A:達成(優)
2	市民	市民が利用し易い施設管理に努めます。	年間利用者数の達成 単位:(人)	80,649	79,187	80,000	97,088		利用件数と大規模イベント利用の増加により、大幅に目標を達成した。	A:達成(優)
3	財務	業務の効率化を図り、施設利用者1人当たりの運営経費の削減を図ります。	施設利用者1人当たりの運営経費 単位:(円)	186	191	188	147		利用者数の増加と、節電等の効果により、経費の削減目標を達成した。	A:達成(優)
4	業務	安全確保体制を確立・維持するため、防災訓練を実施します。	年間防災訓練 単位:(回)	2	2	2	2		年2回実施した。	B:達成
5	業務	快適な環境を維持するため、施設・設備の保守点検を随時行います。	保守点検の実施	実施	実施	実施	実施		随時保守点検を実施した。	B:達成
6	人材	コンプライアンス研修を積極的に行います。	コンプライアンス研修 単位:(回)	0	1	1	1		年1回実施した。	B:達成
7	人材	防火管理者を必ず配置します。	防火管理者の配置 単位:(人)	1	1	1	1		1人配置した。	B:達成
8										
9										
10										

取り組みについて(目標設定の考え方など)	総合評価 (評価を踏まえた課題分析・方向性など)
<p>○適正な施設管理に努めるとともに、利用者からの苦情や要望に対し迅速に対応し、利用し易い施設を目指し、利用者数の向上を図ります。</p> <p>○利用者数の増加により、市民の文化活動の促進及び健康の増進を図り、市民生活の向上並びに教育、文化及び地域の発展に寄与することができます。</p> <p>○業務の効率化を図り、運営費の削減に努めます。</p>	<p>適正な施設管理に努め、利用者数を向上させることができました。</p> <p>業務の効率化及び節電効果により、運営費を削減することができました。</p> <p>今後も利用者のみなさんのご理解とご協力を得ながら、施設利用の安全性に配慮しつつ、運営費の削減に努めます。</p>



市政さわやかトーク宅配便

1 実施状況(分野別)

分野	件数	割合
健康・福祉	98	31%
くらしと住まい	62	19%
安心・安全	60	19%
環境	21	7%
歴史・文化	18	6%
水	7	2%
子ども・教育・学習	6	2%
市政について	5	2%
観光・商工・農政	4	1%
道路・公園	4	1%
交通	2	1%
まちづくり	0	0%
番外	31	10%
合計	318	100%

※番外は主に、申込者の希望により独自のテーマで行ったもの

2 人気テーマ ベスト5

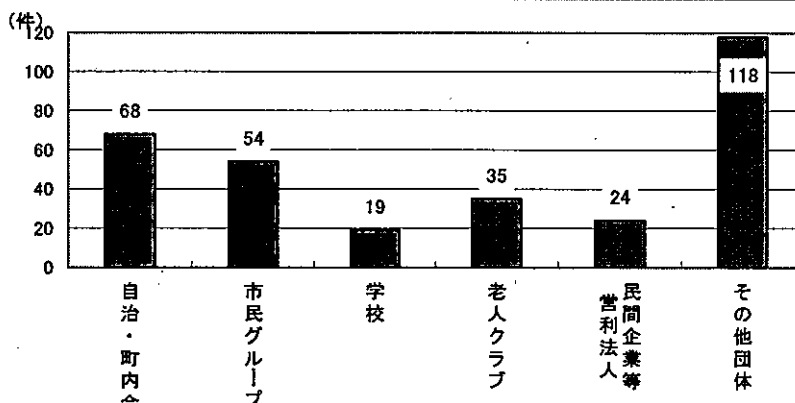
年度	人気	テーマ名	件数
23年度	1位	災害から自分や家族を守るために	29
	2位	上手な医者のかかり方	21
	3位	ねずみ・衛生害虫	20
	4位	ごみ減量・リサイクルについて	17
	5位	いつでもどこでも気軽に体操!	17
22年度	1位	ごみ減量・リサイクルについて	36
	2位	犯罪のない安心・安全なまちづくりを目指して	31
	3位	だまされないで!!悪質商法(主に高齢者を対象)	27
	4位	いつでもどこでも気軽に体操!	24
	5位	上手な医者のかかり方	13
21年度	1位	悪質商法について(主に高齢者を対象)	24
	2位	犯罪のない安心・安全なまちづくりを目指して	20
	3位	いつでもどこでも気軽に体操!	20
	4位	住まいの衛生1	18
	5位	ごみ減量・リサイクルについて	11
		食の安心・安全	10
		男女共同参画出張ミニ説明会	10

3 参加者内訳

(参加者数 11,889人)

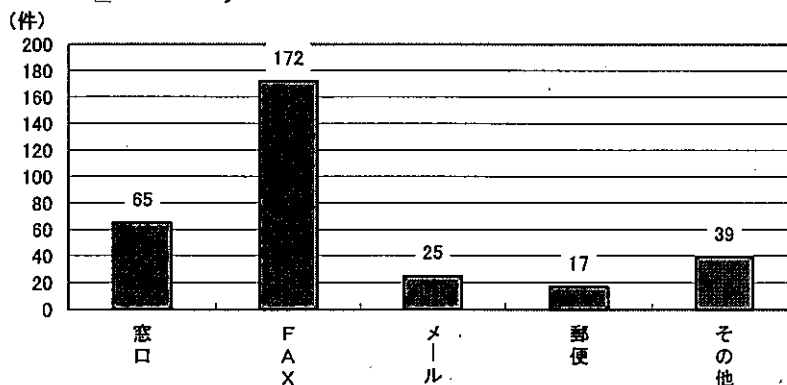
(1) 団体別

申込者	件数
自治・町内会	68
市民グループ	54
学校	19
老人クラブ	35
民間企業等営利法人	24
その他団体	118
合計	318



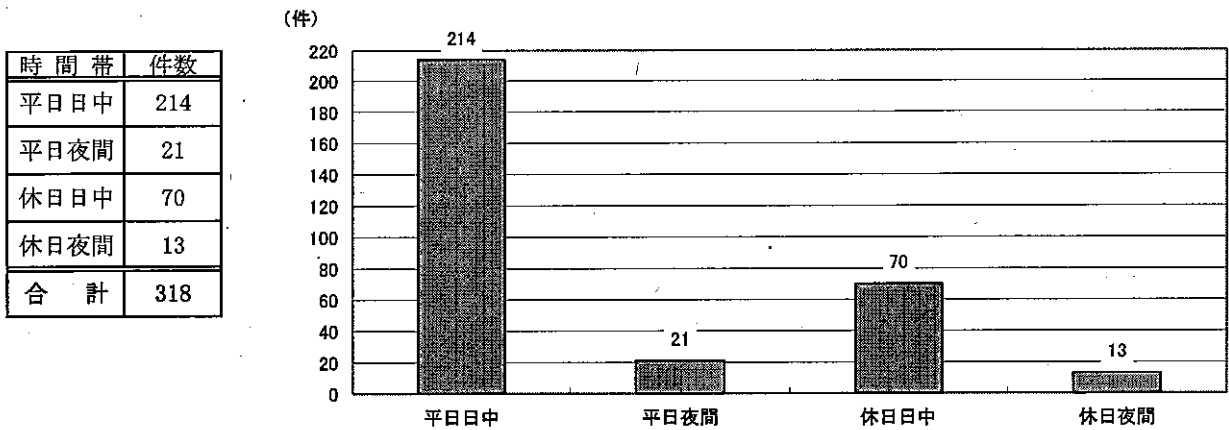
(2) 受付区分

区分	件数
窓口	65
F A X	172
メール	25
郵便	17
その他	39
合計	318



※受付区分を記載していない報告書は、その他に含めた。

## 4 実施日



## 5 参加者数、申込団体数及びメニュー数の推移

### (1)参加者数

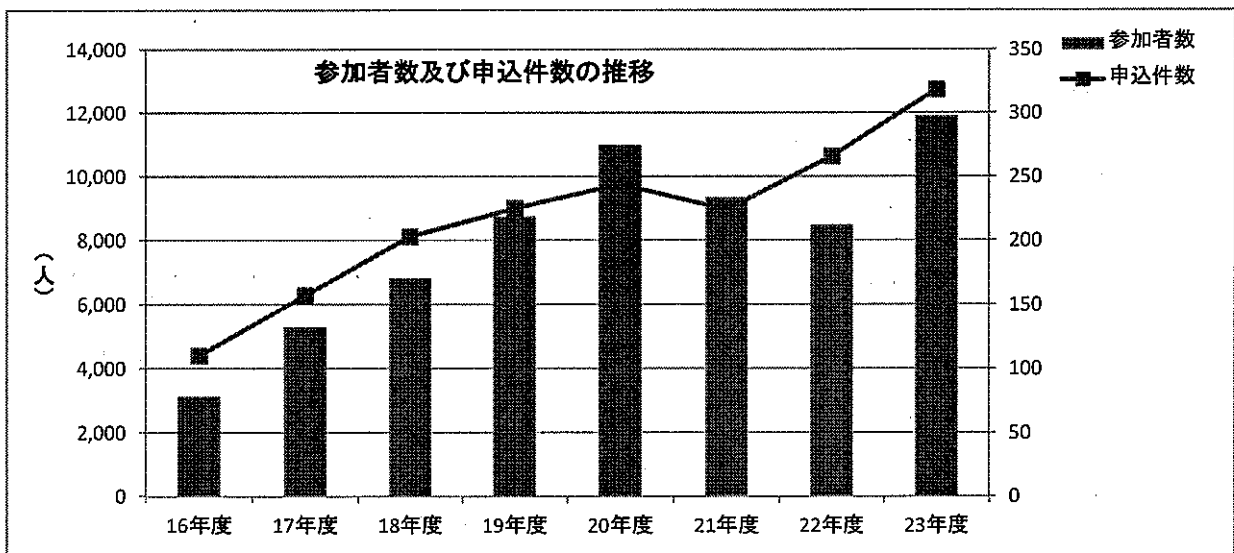
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
合計	3,126	5,293	6,822	8,756	11,004	9,338	8,482	11,889

東日本大震災の影響もあり「災害から自分や家族を守るために」への申し込みが多く、安心・安全への関心の高まりをうかがわせた。

### (2)申込件数

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
合計	110	157	203	225	244	224	266	318

また、申込者(団体)が独自に市政の聞きたいこと・知りたいことを用意し、テーマ外の内容を実施する案件が増加した。



### (3)メニュー数

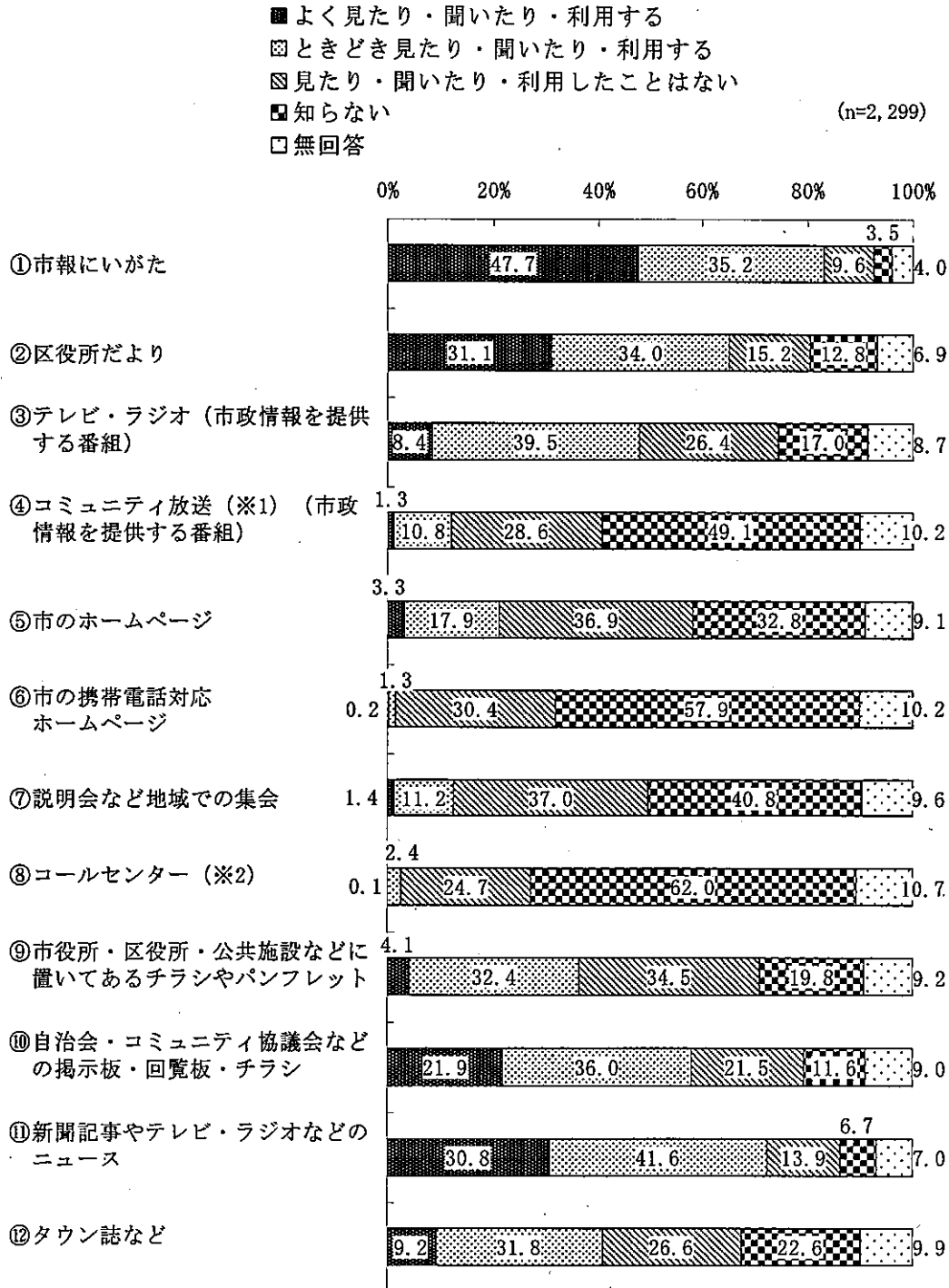
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
メニュー数	90	102	111	112	115	113	122	124

※23年度は年度途中でメニューを2件追加

(19年度 市政世論調査)

5. 市政情報の入手方法

問14 あなたは、新潟市が発信する市政情報を何から入手していますか。次にあげてある媒体ごとに、「よく見たり・聞いたり・利用する」、「ときどき見たり・聞いたり・利用する」、「見たり・聞いたり・利用したことはない」、「知らない」の別にお答えください。(〇は媒体ごとにそれぞれ1つずつ)



**【全体結果】**

市政情報の入手方法を、「よく見たり・聞いたり・利用する」と「ときどき見たり・聞いたり・利用する」を合わせた割合でみると、「①市報にいがた」が82.9%と最も高く、次いで「⑩新聞記事やテレビ・ラジオなどのニュース」(72.4%)、「②区役所だより」(65.1%)、「⑩自治会・コミュニティ協議会などの掲示板・回覧板・チラシ」(57.9%)と続いている。一方、同じ割合で低かったのは、「⑥市の携帯電話対応ホームページ」(1.5%)、「⑧コールセンター」(2.5%)などである。

※1 コミュニティ放送：市区町単位で、地域に密着した情報や地域の特性を生かした番組を提供する放送。

新潟市内には、「ケーブルテレビチューリップチャンネル」「FM KENTO (けんとう放送)」「RADIO CHAT (エフエム新津)」「ほかほかラジオ (エフエム角田山コミュニティ放送)」の4局のコミュニティ放送局があります。

※2 コールセンター：企業や自治体などで、商品やサービスについての問い合わせに対し、電話対応を専門に行う部署のことをいいます。

新潟市では、新潟市役所コールセンター「こたえてコール」を平成19年4月16日から開設しました。

**【属性別結果】**

次頁以降に媒体ごとの地区別・性別・年齢別の集計結果をまとめた。

(21年度 市政世調調査)

2. 市政情報の入手方法

(1) 情報発信媒体ごとの市政情報入手状況

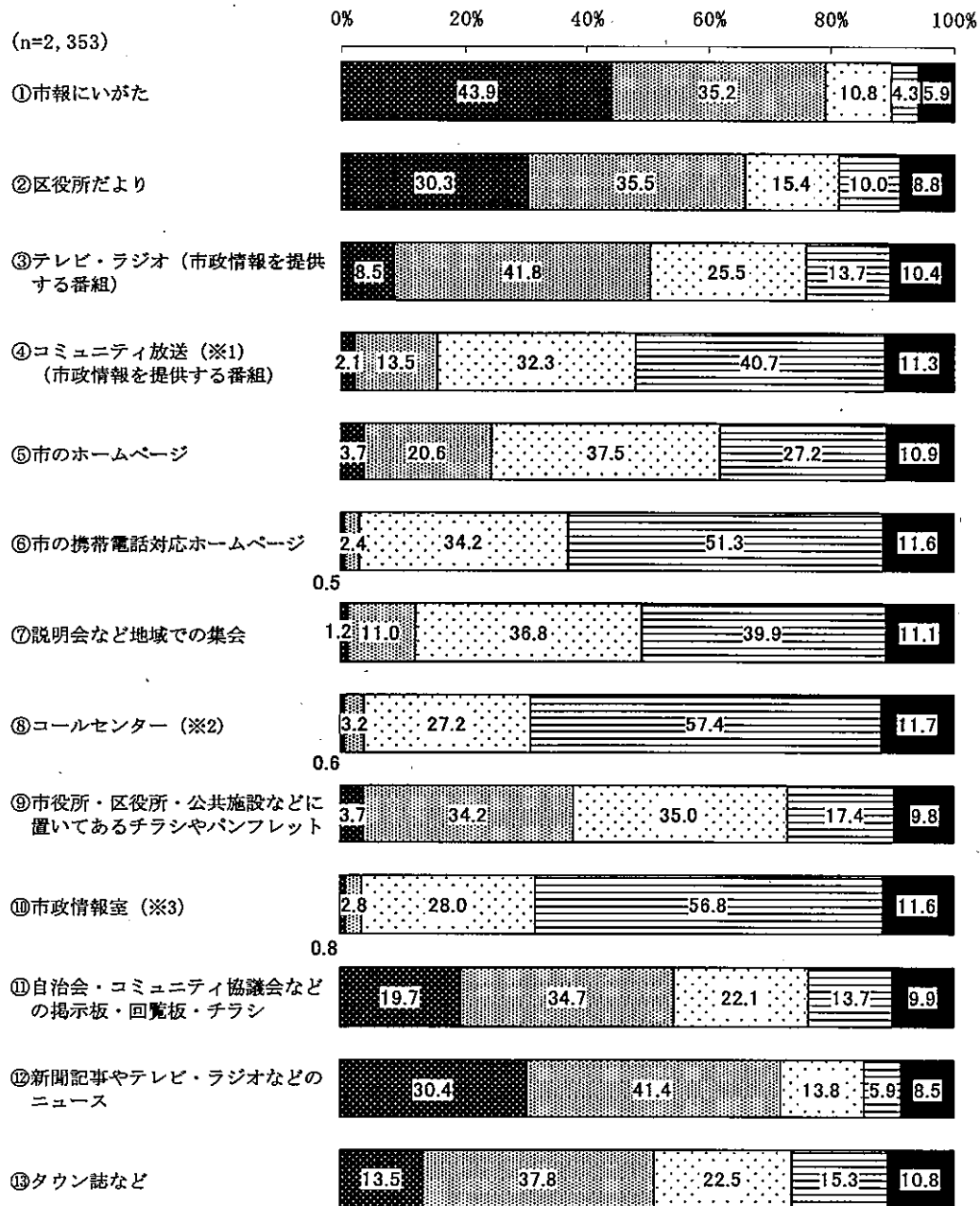
問17 あなたは、新潟市が発信する市政情報を何から入手していますか。

それぞれの項目ごとに番号を1つ選んで、その番号に○をつけてください。

(回答はそれぞれ1つずつ)

- よく見たり・聞いたり・利用する
- 見たり・聞いたり・利用したことはない
- ときどき見たり・聞いたり・利用する
- 知らない
- 無回答

(n=2,353)



— 「市報にいがた」、新聞・テレビ・ラジオのニュースが主な情報入手先 —

【全体結果】

情報発信媒体ごとの市政情報入手状況については、「よく見たり・聞いたり・利用する」と「ときどき見たり・聞いたり・利用する」を合わせた割合でみると、「①市報にいがた」(79.1%)がほぼ8割と最も高くなっている。次いで、「⑩新聞記事やテレビ・ラジオなどのニュース」(71.8%)が7割台、「②区役所だより」(65.8%)、が6割台と続いている。

一方、「⑥市の携帯電話対応ホームページ」(2.9%)、「⑧コールセンター」(3.8%)、「⑩市政情報室」(3.6%)が1割未満と低くなっている。

- ※1 コミュニティ放送 市区町単位で、地域に密着した情報や地域の特性を生かした番組を提供する放送。新潟市内には、「ケーブルテレビNCVコミュニティチャンネル(ニューメディア新潟センター)」「FM KENTO(けんとう放送)」「RADIO CHAT(エフエム新津)」「ぼかぼかラジオ(エフエム角田山コミュニティ放送)」の4局のコミュニティ放送局があります。
- ※2 コールセンター 企業や自治体などで、商品やサービスについての問い合わせに対し、電話対応を専門に行う部署のことをいいます。新潟市では、新潟市役所コールセンター「こたえてコール」があります。
- ※3 市政情報室 新潟市では市の施策や事業などの情報を市民の皆さんに提供するため、市役所本館1階に「市政情報室」を設置しています。

【属性別結果】

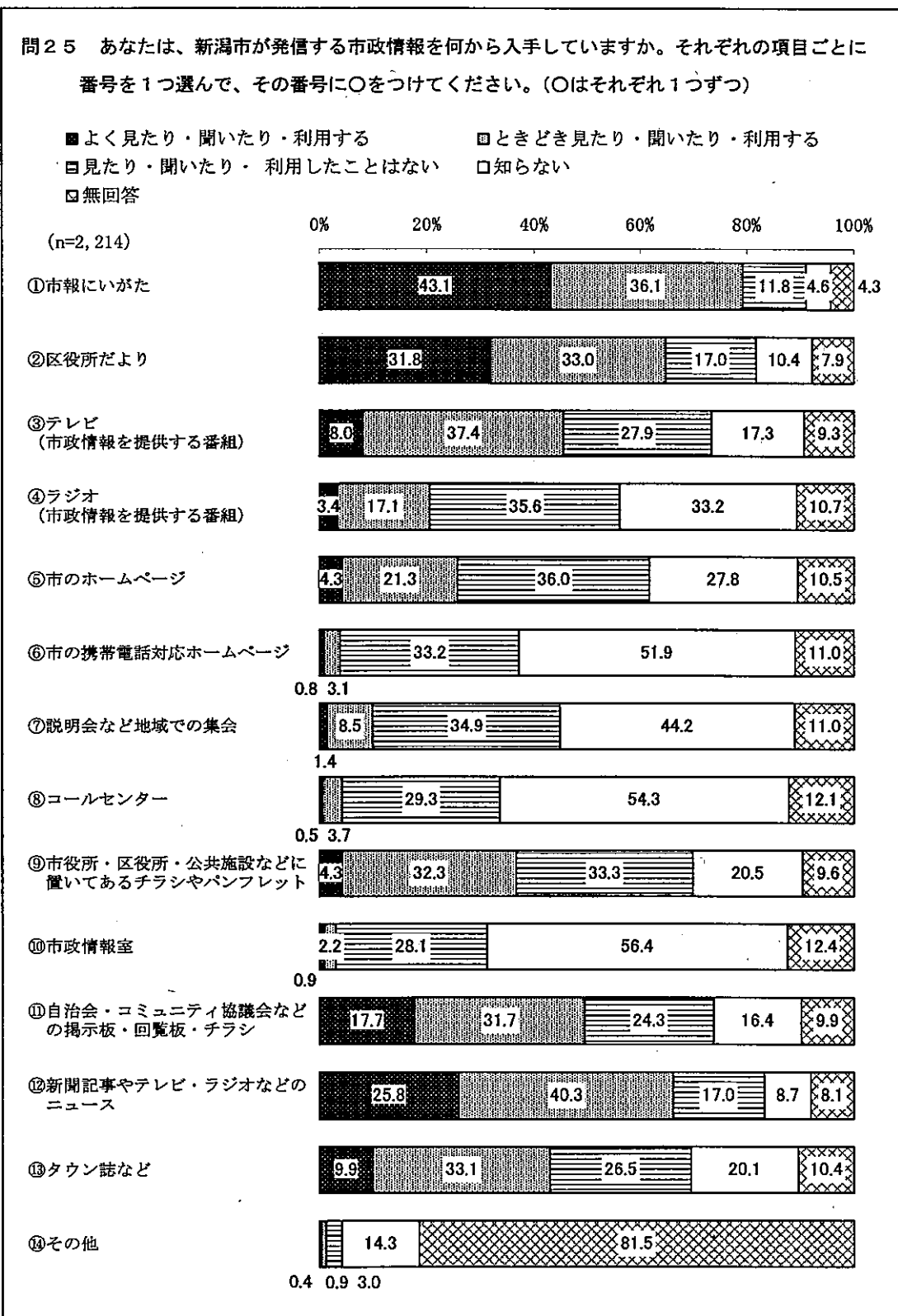
次頁以降に情報発信媒体ごとの地区別・性別・年齢別の集計結果をまとめた。

なお、年齢別の集計結果において、65～74歳、75歳以上の「無回答」が2割を超えたものは、分析の対象から除いた。

(23年度 市政世論調査)

4. 市政情報の入手方法について

(1) 市政情報の入手状況 (媒体や経路毎の接触などの状況)



——— 最も多く見られたり、利用されているのは「市報にいがた」 ———

**【全体結果】**

市政情報に関して『よく見たり・聞いたり・利用する』媒体や経路は、「①市報にいがた」(43.1%)の割合が最も高い。以下、『よく見たり・聞いたり・利用する』の割合は、「②区役所だより」(31.8%)、「⑩新聞記事やテレビ・ラジオなどのニュース」(25.8%)、「⑪自治会・コミュニティ協議会などの掲示板・回覧板・チラシ」(17.7%)の順となっている。

また、『よく見たり・聞いたり・利用する』と『ときどき見たり・聞いたり・利用する』を合わせた割合についても、「①市報にいがた」(79.2%)の割合が最も高い。以下、『よく見たり・聞いたり・利用する』と『ときどき見たり・聞いたり・利用する』を合わせた割合は、「⑩新聞記事やテレビ・ラジオなどのニュース」(66.1%)、「②区役所だより」(64.8%)、「⑪自治会・コミュニティ協議会などの掲示板・回覧板・チラシ」(49.4%)、「③テレビ(市政情報を提供する番組)」(45.4%)、「⑬タウン誌など」(43.0%)の順となっている。

一方で、『見たり・聞いたり・利用したことはない』媒体や経路については、「⑤市のホームページ」(36.0%)の割合が最も高い。以下、『見たり・聞いたり・利用したことはない』の割合は、「④ラジオ(市政情報を提供する番組)」(35.6%)、「⑦説明会など地域での集会」(34.9%)、「⑨市役所・区役所・公共施設などに置いてあるチラシやパンフレット」(33.3%)、「⑥市の携帯電話対応ホームページ」(33.2%)の順となっている。

なお、『知らない』の割合は、「⑩市政情報室」(56.4%)が最も高く、以下、「⑧コールセンター」(54.3%)、「市の携帯電話対応ホームページ」(51.9%)、「⑦説明会など地域での集会」(44.2%)の順となっている。

- ※1 テレビ : 「ケーブルテレビNCVコミュニティチャンネル(ニューメディア新潟センター)」を含みます。
- ※2 ラジオ : 「FM KENTO(けんと放送)」「RADIO CHAT(エフエム新津)」「ぼかぼかラジオ(エフエム角田山コミュニティ放送)」の4局のコミュニティ放送局があります。
- ※3 コールセンター : 企業や自治体などで、商品やサービスについての問い合わせに対し、電話対応を専門に行う部署のことをいいます。  
新潟市では、新潟市役所コールセンター「こたえてコール」があります。
- ※4 市政情報室 : 新潟市では市の施策や事業などの情報を市民の皆さんに提供するため、市役所本館1階に「市政情報室」を設置しています。

**【属性別結果】**

次ページ以降に情報入手の媒体や経路ごとの地区別・性別・年齢別の集計結果をまとめた。